

「執行力に関するアンケート」の結果概要

令和 2 年 1 2 月

法務省大臣官房司法法制部審査監督課

Q2.これまで、紛争当事者に対する事前相談や手続教示等の際に、履行確保の点に不安があることが、貴ADR機関によるADRを選択されない理由と感じられた経験がありますか。

1.あった	22事業者	(14.4%)
2.なかった	91事業者	(59.5%)
3.不明	36事業者	(23.5%)
無回答	4事業者	(2.6%)

※ 本アンケートの回答機関は以下のとおりです。

・認証ADR機関：120事業者

・非認証ADR機関：33事業者

合計：153事業者

回答者	回答	自由記載欄
公益社団法人家庭問題情報センター	1	事前相談でADR調停には強制力がない旨を説明したら「それでは使えませんね。」と言われたことがある。
東京都行政書士会	1	相談者より、合意書内容の履行について強制力があるのか質問されることがある。強制的に執行させることが出来ない旨を説明すると、調停での解決を考え直したいと返答されることがありました。
徳島県土地家屋調査士会	1	合意を相手が守らなければどうなるのか、という質問があり、質問者は申込みに至らなかった。
埼玉県社会保険労務士会	1	民法上の和解のため、履行されない場合の案内をリーフレットに記載している
福島県司法書士会	1	近隣トラブルで、隣地から入る枝葉の伐採についての話し合いをしたいという内容の相談があったが、相手方の性格を知っているので、話し合いに応じたとしても、強制力がないと履行するとは思えないとの理由で、申立てに至らなかったケースがある。
福岡県司法書士会	1	金銭請求に関する事案
宮城県土地家屋調査士会	1	相手方を調停へ参加させる執行力はなく、相手が不応諾の場合には調停には至らないこと。
一般社団法人日本流通自主管理協会	1	「トラブルの相手の同意が必要」「相手の同意は任意」という点は、ADR利用のネックになっています。「相手方の同意」は紛争解決の枠組みとして必要ですが、紛争の相手方にとっても、ADRを利用して解決するメリットをアピールできれば、利用が進むのではと思われます。さらに、「当事者が一同に会して」も利用のネックになっています。今後ODRの検討を重ねていく必要を感じています。
高知県土地家屋調査士会	1	当センターでは、解決期日費用、和解契約書作成費用を申込人から預託いただくため、相手方から公正な解決手続ができるのか不安に思われたケースがあった。
福岡県弁護士会	1	事前に問い合わせがあり、手続きの流れ等を説明する中で「強制力がない」という点を伝えると「強制力がほしい」と言われたことはある。「強制力がない」点を伝えたことにより申立に繋がらなかったことはあるかもしれませんが、断定はできない。
京都司法書士会	1	内容は不明だが、当会会員アンケートにおいて、履行に不安があり当会調停センターを紹介しなかった旨の回答あり。
(非公開)	1	手続教示にあたり明らかなデメリットとして説明せざるを得ず、総じてADRにも良いところと悪いところがあるという印象をもたれてしまうことが結果的にADRを選択されない理由に繋がっているように思われます。
(非公開)	1	貸金等の案件で、当センターで合意しても執行力がないことを説明すると、相手方に信用がないので裁判所の方へ申立するとの返答があった。
埼玉司法書士会	1	相手方（不動産仲介業者）への応諾要請の際、執行力が無いことを理由に応諾を得ることが出来なかった。
一般社団法人ILC	1	消費者と事業者間のトラブル…契約関係の不備、不履行（事業者が話し合いに応じようとしない）
一般社団法人日本不動産仲裁機構	1	事前相談及び手続説明の際、民事調停と比較して執行力がない民間ADRを利用する意義について検討した結果、当機構のADRが見送られた例がある。当機構のADRでは、執行力に関してQ4に列挙されている手続が別途必要となるため、執行まで見据えたワンストップでの解決にならないということで利用されなかった例がある。

山口県土地家屋調査士会	1	合意したとおり履行されない場合でも強制力がないため不安であると利用者が述べていた。
境界紛争解決支援センターふくしま	1	A D Rを選択されない理由としては、一番に強制力がないことが挙げられます。調停手続を申立したとしても、相手方が応諾して頂けなければ結果的に解決にはならない。紛争当事者は、解決してもらえる機関であると考えているが、実際には強制力がないことから解決に至らないことから選択されないと思われる。
第二東京弁護士会	1	手続相談において、執行力がないことなど裁判所調停との違いを説明したところ、その後、申立てがなかった事例がある。弁護士にも「最終的な解決に強制力がないと、（仲裁センターの利用は）選択肢に挙がってこない」という意見がある。
公益財団法人全国中小企業振興機関協会	2	履行確保の点で不安があるとは思ったことは無いが、A D R制度の説明において、相手方の調停参加が必須である旨説明を行っているなかで、相手方との紛争の状況により、相手方が応諾しないことが予想される場合は、A D R申請を躊躇する場合はあるように感じられたことはある。
鹿児島県社会保険労務士会	2	履行確保の点よりも、被申立人が出席してくれるのか、和解が成立するのかという方により関心があった。
岐阜県社会保険労務士会	2	選択されない理由とまではいかないが、相談や手続き説明の段階で、利用者から懸念される問題の一つである。
一般財団法人日本自転車普及協会	2	当センターの利用相談時において、申立側が最も危惧し懸念する点は、相手側がA D Rにおいて解決を望むか否かであり、相手側に対する猜疑心にあると思われます。まずは申立が不応諾とならずに、解決に向けたプロセスを踏み出せるか否かが一番の関心事であると思われますが、和解成立後のその履行については説明を致しておりますが、そこまでは考えが及ばないのが実状と推察致しております。従ってこの理由をもって選択されないとの経験を有したことは未だありません。
東京弁護士会	2	仲裁法第38条第1項の決定で和解内容を債務名義化できることをウェブサイトなどで告知している。このような履行確保の方法があることが当事者に認知されていれば、申立ての障害にはならないと認識している。
千葉県弁護士会	2	弁護士会HP、申立てに当たっての重要事項説明書、期日等において、あくまで話し合いを前提とする紛争解決手続である旨説明し、当事者も当会A D Rでは当然に執行力が付与されないことを了解したうえで手続参加しているものと思われる。ただし、一般A D Rにおいては法律相談前置を採っているため、弁護士から手続選択に関する助言を受けて、執行力のない当会A D Rを選択しなかった可能性はある。
札幌弁護士会	2	話し合いによる解決手続であることを説明しており、柔軟な解決を目指して、A D Rを選択しているものと思われる。A D Rの申立てに至らなかった案件の調査等を行っていないため、履行確保の不安を理由に選択しなかった案件の確認はできていない。もっとも、申立前の相談（相談前置）では、相談担当弁護士にて、執行力がないことを理由にA D Rを選択しないとの判断がなされている可能性はある。
神奈川県行政書士会	3	選択されない主な理由は相手との話し合いが困難という点にあるが、履行確保に不安ということが含まれていた可能性はある。
香川県社会保険労務士会	3	確認はして無いが事後該当するような報告もない
鹿児島県土地家屋調査士会	3	手続の過程において、和解した際の履行確保について当事者から尋ねられた経験はあったので、A D Rによる和解内容の履行確保に不安感を持たれていると感じました。
あおもり境界紛争解決支援センター	3	和解成立後の履行確保の問題以前に、そもそも和解まで手続が全く進まない。境界紛争に関し、相手方である隣地所有者等が話し合いに応諾しなければ、その先の手続ができない、つまり、相手方が必ず応諾に応じなければならない「強制力」がない制度である旨、依頼人に説明すると、当該A D Rでは解決が無理と判断される依頼人が多く、相談だけで終わってしまっている。
岡山弁護士会	無回答	あると言えばある、ないと言えない。会員それぞれに支障がないように工夫している。

Q3.これまで行った調停手続において、和解成立後に金銭給付等の履行を約束する内容の和解条項を作成したことがありますか。

1.あった	93事業者	(60.8%)
2.なかった	46事業者	(30.1%)
3.不明	10事業者	(6.5%)
無回答	4事業者	(2.6%)

回答者	回答	自由記載欄
一般財団法人家電製品協会	1	「乙は、甲に対し、本件紛争の解決金として総額金〇〇円を、〇年〇月〇日までに下記口座に振込送金する方法により支払う。」
公益財団法人自動車製造物責任相談センター	1	解決金の支払い、保証延長の無償提供
愛媛県土地家屋調査士会	1	国土調査実施地域における地番の集合表示の解消において、地図訂正後の筆界と異なる占有界についての分筆及び所有権移転に伴う解決金に関する条項
公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	1	相互確認のため、履行内容を記載した書類を作成した。
公益財団法人全国中小企業振興機関協会	1	調停人（委嘱弁護士）が和解が成立した場合、和解契約書を作成する。和解契約書において、和解金額、支払方法、支払時期を記載して、文書を作成している。
愛知県弁護士会	1	養育費の支払い、損害賠償金の分割払い
京都府社会保険労務士会	1	解雇予告手当及び慰謝料の請求、未払時間外手当の請求
公益財団法人東京都中小企業振興公社	1	合意内容（記載例） （１）被申立人は申立人に対し、本件に関する解決金として、金〇〇万円(消費税込)の支払い義務があることを認める。 （２）被申立人は前項の解決金を令和〇年〇月末日までに申立人の指定する銀行預金口座（〇〇銀行〇〇支店普通預金〇〇〇〇〇〇〇名義(株)〇〇〇〇）に振込送金する方法で支払う。振込手数料は、被申立人の負担とする。 （３）被申立人が前項に記載する支払期限までに第１項の解決金を支払わなかった場合は、被申立人は申立人に対し、（１）項の金額に対し、前項の支払期限の翌日から支払をするまでの期間についてその日数に応じ、年利６％の遅延損害金を支払う。 （４）申立人と被申立人は、申立人と被申立人との間に本確認書に記載する他、何らの債権債務がないことを、相互に確認する。 （５）申立人と被申立人は、本調停における合意内容について、SNS等への投稿含め、みだりに第三者に開示、漏洩しない義務を負うものとする。
（非公開）	1	条項に金銭給付（払込）を規定している。
一般社団法人日本産業カウンセラー協会	1	セクハラに伴う女性から男性に対する損害賠償請求事案で、損害賠償額を分割で支払う旨の和解条項。
兵庫県弁護士会	1	席上で金銭の支払いがなされる以外のものは、支払期限・支払方法を条項としている。
東京司法書士会	1	1) クレジット会社が残高ないことの証明を出すことを条件に債務を承認し支払いを約束した事案 2) 兄弟間での不動産の共有持分の売買を合意した事案 3) 離婚に伴う財産分与の支払いを約束した事案 4) 相続に関して、条件付きで金銭の支払いを約束した事案 5) 遺産分割で、預金を解約・換価しての分割、不動産の換価分割を合意した事案 6) 家賃滞納による建物の明渡等を合意した事案
滋賀県司法書士会	1	家賃の滞納分について、分割で返済する和解。
公益社団法人家庭問題情報センター	1	調停合意書に婚姻費用、養育費、財産分与、慰謝料等金銭債務条項を含む場合、双方当事人に同行
東京都行政書士会	1	当センターでは自転車事故やペットトラブルの咬傷事故などを扱っており、金銭給付の履行を含む和解条項の作成は多くあります。

(非公開)	1	1. 被申立人は申立人に対し、本件の解決金として金18万円の支払い義務があることを認める。 2. 被申立人は申立人に対し、前項の金員を平成31年2月28日限り、申立人名義の給与支払口座に振り込む方法により支払う。ただし、振り込み費用は被申立人の負担とする。
大阪府社会保険労務士会	1	被申立人は、申立人に対し、解決金として金〇〇万円の支払をすることを認め、〇〇年〇月〇日限り、〇〇〇〇の銀行口座に振り込んで支払うことを確認する。
千葉県土地家屋調査士会	1	越境部分を申立人が分筆し、その部分を申立人から相手方に時効取得を原因とする所有権移転登記を行った。その際、相手方が申立人に和解金を支払う義務があることを認め、調停の席にて支払った。
兵庫県社会保険労務士会	1	金銭の支払いを求める申し立てがほとんどである。
(非公開)	1	和解契約書に金額、指定口座、振込期日を記載
宮城県司法書士会	1	敷金返還請求事件において、部分和解が成立した案件。
東京都社会保険労務士会	1	和解条項一部抜粋「乙（被申立人側：会社）は、甲（申立人：元従業員）に対し本件解決金として金〇〇〇円を支払うものとする。なお、この解決金は、令和2年〇月〇日限り、甲の給与振込口座に振り込む方法により支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。」
神奈川県土地家屋調査士会	1	土地境界について、相隣間の目隠しフェンス新設。
福島県社会保険労務士会	1	1年11ヶ月の時間外労働に対して45万円の支払い
福岡県司法書士会	1	貸金請求、夫婦間の婚姻費用請求、家賃未払請求
特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター	1	成立した場合には和解契約を締結します。和解契約の内容は事業者からの金銭の支払いを約すことが主たる内容です。
(非公開)	1	申立人は被申立人に退職予定労働者の補充人員として採用された。しかし、退職予定労働者は退職せず、仕事を与えられなかった。その後、解雇予告や手当の支払いもなく解雇され、解決として精神的苦痛による慰謝料等を和解金として支払った。
岐阜県社会保険労務士会	1	未払い賃金の支払い、解決金の支払い（ほとんどが一括支払いであるが、月1回4回の分割支払いとしたこともあった。）
北海道社会保険労務士会	1	〇〇は、本件解決金として、〇〇に対し、金〇〇円の支払い義務があることを認め、これを〇年〇月〇日限り、〇〇が指定する下記口座に振り込む方法により、支払う。ただし、振込手数料は〇〇の負担とする。
滋賀県社会保険労務士会	1	自己都合退職かパワハラによる会社都合かの紛争に関して、パワハラの事実認定は困難として、雇用保険の給付を基に、解決金30万円で和解した。その他和解成立の大半が金銭解決でした。設問の趣旨が和解成立後の履行確保であるなら、Q4に記載した通り公正証書作成をした事例が1件ありました。
富山県社会保険労務士会	1	降格及び社長、上司からのパワハラによる適用障害の発症による休業に対し、休業補償、治療費、慰謝料として200万円の支払いと降格処分の撤回を求める申し立てに対し、会社都合による退職の確認と解決金160万円を支払うことで和解契約が成立した。
高知県土地家屋調査士会	1	境界の目印である樹木を申込人が勝手に伐採したことに対する迷惑料として金銭を支払った。
神奈川県行政書士会	1	自転車交通事故での治療費及び慰謝料等
愛媛県社会保険労務士会	1	「申立人は被申立人に対し、本件の解決金〇〇円の支払い義務があることを確認する。」との和解条項を作成した
群馬県社会保険労務士会	1	解決金（和解金）として当事者Aは当事者Bに対して〇〇〇円を支払う。
宮崎県司法書士会	1	アパート退去時の原状回復費について、24万円の請求を受けた案件で、分担割合につき合意し、後日その金額を支払う旨の条項を作成した。
千葉司法書士会	1	貸金の返還請求つき、貸金の返済を分割にて返済する条項。
(非公開)	1	育休復帰を結果的に認めなかったケースの解決金、正当な理由なく解雇されたケースの解決金
福岡県弁護士会	1	建物明渡請求の事案について、立退料の支払いを立ち退きまでの期間に半額、立ち退き後に半額の分割払いとする和解条項を作成するなど

愛知県土地家屋調査士会	1	申立人は、相手方に対し、本件の和解成立後○日以内に、本件の解決金として金○円を相手方口座に送金して支払う(2件分)。
(非公開)	1	売買した商品代金未払い分の残金を確認し、当事者の希望を聞き、分割払いをするという内容を含めた合意書を作成した。
京都司法書士会	1	不動産の売買金額について合意。(登記との引き換え給付)
香川県司法書士会	1	和解金を調停の席上において授受するとの和解条項、和解金を翌月末限り、振り込んで支払うとの和解条項
(非公開)	1	建物明渡しや相続の事件での解決金の支払い
日本知的財産仲裁センター	1	遅延損害金を付して一括して直ちに支払うことを和解条項に含めた。
徳島県社会保険労務士会	1	解決金として一定の金額の支払を申立人指定口座に期限を定めて記載。
兵庫県司法書士会	1	中古住宅の売買契約前に売主から「雨漏りの修繕済み」と確約されて物件を購入した買主が、購入直後に雨漏りがあったため、契約には売買後、売主は瑕疵担保責任を負わないという条項があったが、「約束が違う」と雨漏り修理代金の支払いを売主に求めるために申し込んできたもの。調停して和解し、売主が買主に「期日までに○万円を一括して支払う」という条項を入れた。 滞納していた医療費を分割して支払う内容。△年□月から◎年◇月まで毎月末日までに○万円を支払う的な条項を入れた。
秋田県司法書士会	1	小作料の滞納について、解決金としてお金を支払う約束でした。
新潟県土地家屋調査士会	1	占有土地の買い取り代金としての金銭給付条項。調査費用の半額を和解金として負担する金銭給付条項。占有土地の引き渡し。登記手続。工作物の撤去。
埼玉司法書士会	1	貸したパソコンの損壊による賠償金の支払いについて。
山口県行政書士会	1	賃貸人は賃借人に対し、敷金等の残額金○〇円を平成○年○月○日までに賃借人の銀行口座に送金して支払う。 賃借人は賃貸人に対し、原状回復費用として金○〇円を平成○年○月○日までに賃貸人の銀行口座に送金して支払う。
一般社団法人 I L C	1	貸金関係の和解条項 2件 不法行為紛争の和解条項 2件
宮城県行政書士会	1	敷金返還等に関する紛争についての合意において、敷金等の清算に関する和解条項を作成したことがあります。
一般社団法人日本不動産仲裁機構	1	・原野商法に関する事件<和解>金銭支払い ・土地の売買契約に付随する水道工事に関する事件<和解>金銭支払い ・区分所有建物の売買契約に付随するエアコン設置に関する事件<和解>金銭支払い ・戸建物件のベランダ防水工事に関する事件<和解>当事者一方の費用負担による修繕工事 ・注文住宅の契約解除に関する事件<和解>金銭支払い
広島司法書士会	1	立替金返還を分割弁済の方法とする内容の合意。ただし、債務者の経済状況が逼迫していたため、返済額を少額に設定し、経済状況が改善した際には返済額を増やす旨の内容とした。
境界問題センター奈良	1	紛争地は相手方の所有地であることを確認した後、紛争地の一部を分筆し、申立人に売り渡す合意を締結した。
境界問題相談センターひろしま	1	和解後の登記手続き(分筆・所有権移転)費用
境界問題解決センターふくおか	1	調停申立の手続き費用の分担割合等が明記された。
境界紛争解決支援センターふくしま	1	国土調査の境界が間違っており、本来の筆界と国土調査の境界のズレで生じた面積の差について、面積の差の分だけ多く納めた固定資産税等について10年前まで遡り支払う事として、当事者間で合意に至った。
東京弁護士会	1	比較的高額な和解金の分割払い
第一東京弁護士会	1	金銭(解決金)の支払いを約する和解は最も典型的なものであり、頻繁に行われている。他にも、登記手続の履行など、裁判上の和解であれば執行力が認められる内容を約する和解条項の作成についても経験がある。他方で、医師による患者への説明など、執行に必ずしもなじまない内容の和解条項が作成されることもある。
第二東京弁護士会	1	債権債務関係を確認した上で、定めた期限に一括支払いをする和解条項や、分割払いをするを定めた和解条項を作成するなどの事例がある。

千葉県弁護士会	1	和解成立時に和解契約書を作成しており、和解成立後の金銭給付等の履行を内容とする和解であれば、同履行を約する条項が含まれることになる。
長野県弁護士会	1	金銭の支払い条件として分割払い等を合意
熊本県弁護士会	1	・リフォーム工事の瑕疵による修理費用の支払い ・交通事故による損害賠償金の支払い ・建築工事の請負残代金の支払い 等
福島県弁護士会	1	○日限り○円を支払うとの支払い条項
札幌弁護士会	1	席上払いなどにより解決となるケースもあるが、和解成立後の給付を約する和解条項であることが一般的である。
埼玉県社会保険労務士会	2	「調停」との記載がありますが、当ADRセンターは「あっせん」による和解なので、「調停」をどのように理解するのか不明です
香川県社会保険労務士会	3	当職がセンター長になる前の和解ではADR成立した際の未払い賃金等の清算を約束したものがあったと聞く。
(非公開)	3	金銭給付等に関する調停案件ではなかったため

調停成立案件がない旨を回答した事業者 (福井県社会保険労務士会、奈良県行政書士会、あおもり境界紛争解決支援センター、境界問題相談センターやまなし (4事業者))

Q4.（Q3で1を回答したA D R機関のみ回答してください。）

そのような和解条項を作成した場合に、履行を確保するためにどのような取組・工夫を行ったでしょうか（複数回答可）。

1.強制執行に服する旨の陳述が記載されている公正証書（執行証書）を作成する方法	14事業者	(15.1%)
2.簡易裁判所における即決和解を利用する方法（民事訴訟法第275条第1項参照）	7事業者	(7.5%)
3.和解に基づく仲裁判断を利用する方法（仲裁法第38条第1項、第2項参照）	9事業者	(9.7%)
4.（1～3以外に）下記の空欄記載の取組・工夫を行った。	22事業者	(23.7%)
5.特に履行を確保するための取組等は行っていない。	50事業者	(53.8%)
6.不明	3事業者	(3.2%)

回答者	回答	4.の取組・工夫	自由記載欄
公益社団法人家庭問題情報センター	1		調停合意書の実効性の確保、ひいては民間A D R調停に対する信頼性を構築するため
滋賀県社会保険労務士会	1		毎回の事前制度説明の際や、和解成立時には特に1の説明を主に執行力の付与の説明をするようにしている。（執行力に対する関心がある当事者は少ないが、時には質問を受けることもありましたが） 履行について債務者に対して債権者が懸念を持っていたケースで、債務者が公正証書の作成を認めることで妥結しやすくなった事例が、これまでに1件あり、実際に公正証書を作成した。
一般社団法人I L C	1		公証人役場の紹介
千葉県弁護士会	1		あつせん人の裁量により上記1～3のいずれの方法を探ることができると、金銭給付の履行について執行力の付与を要する場合には1の方法を探ることが多いと思われる。
北海道社会保険労務士会	2		あつせん委員より、簡易裁判所における即決和解を利用する方法を簡単に説明しています。
札幌弁護士会	2		上記2を制度として設けているが、利用された例はない。また、調停手続にて、代理人間で公正証書を作成することを合意してその旨を和解条項に定め、事後に公正証書を作成し、履行を確保するケースもみられる。
公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	3		双方が和解を求めて裁定を望んでいることから、最終的に和解書の送付で裁定終了としている。
第一東京弁護士会	3		基本的には調停人（当会では仲裁人予定者と呼称している）の裁量・判断事項であるため、当センターとして意見を述べることはできないが、当センターが把握している限りにおいては、当事者から履行に対する不安や執行に関する要望が出てきて、執行力を付与することが和解成立のために必要であるという場合に、これらの取り組みを行っているものと承知している。

○ 4と回答した機関のうち、1～3の方法を説明等している旨を回答した機関

神奈川県司法書士会	4	一定の内容の和解が成立した場合、仲裁手続きに移行できるよう規定を整備した。	当センターの調停の性格を変えずに、調停利用者の執行力付与を要望する期待に応える制度を用意した。しかし、コロナ禍のため受託件数が例年より少なく、いまだ実施には至っていない。
福岡県司法書士会	4	原則として、当事者が履行可能な内容を確認し、条項を作成することになっているが、必要に応じ、当事者に対し、公正証書を作成する方法の案内や、履行されなかった場合の説明をしている。例えば、専門家の法律相談を受けるなどの方法など。	当事者の意思の尊重
岐阜県社会保険労務士会	4	和解契約には法的強制力がないため、相手方に強制することが出来ないことから履行されなかった場合、債務名義にする方法の説明のみ行う。（当センターパンフレット内記載）	
埼玉弁護士会	4	さいたま簡易裁判所と即決和解について協定を締結しているが、当該制度の周知を図る。和解の席上での履行を促す。	

○ 4と回答した機関のうち、履行確認を行うなどしている旨回答した機関			
東京都行政書士会	4	万が一履行が滞るなどの事情が発生した場合は改めて当センターで話し合うことを和解条項に盛り込むなど履行されなかった場合においての対応方法を決めたり、調停人によっては、一時金等のものでは履行がなされたかどうか履行後に当事者に一報を入れてもらう等をしている場合があります。	当センターでは対話促進型調停を採用していることから、当事者間の信頼の回復や当事者自ら問題解決に積極的に取り組めるよう支援しています。そのような点から、履行確保の手段についても当事者の話し合いの中で合意できることが望ましいと考えています。和解条項はそもそも実行可能性などについても検討したうえで合意しているものです。時間が経過とともに事情は変わり得ますので、このような条項を合意しておくことで当初合意した内容の履行が困難となっても改めて話し合うことができる（相手方もその旨合意している）のは、現実的な履行の確保に役立っていると感じます。
兵庫県土地家屋調査士会	4	和解条項において入金期限後に当センターにおける履行確認を行う旨の項目を記載した。	
一般社団法人日本不動産仲裁機構	4	調停期日において、履行内容につき当事者とともに密な検討を行い、実現可能な履行内容となるよう努めた。和解内容に沿った履行がなされているかについては、念のため確認はしている。	今のところ、成立した和解に関する履行レベルでの事故は生じていないが、万一履行がなされなかった場合のことをいつも気にしながら調停業務を行っている。
○ 4と回答した機関のうち、期限の利益喪失約款や違約金条項等をいれていると回答した機関			
神奈川県行政書士会	4	給付金額の大きさや、1年以上の長期にわたる場合に、合意書の中に期限の利益喪失及び損害金等の条項を設けた。	相手方の履行確保に対する不安を少しでも和らげることを目的に対応した。
北海道行政書士会	4	期限の利益を合意条項に入れている	
長野県弁護士会	4	懈怠条項、違約条項を設けた。	
○ 4と回答した機関のうち、席上交付等履行の問題を残さないように対応している旨回答した機関			
京都司法書士会	4	和解期日を設け、期日において金銭授受（不動産売買の決済）を行った。	① 当事者任せでは以後の手続が困難なため、司法書士の専門性を活かした。 ② ①とは別件で、金銭授受の合意が成立したが、支払いに不安があったため、履行期日を設けた。
新潟県土地家屋調査士会	4	金銭給付は、金銭の準備の可能性を確認後、調停期日で実施する。	金銭給付を条件とした次の給付条項の確実性が増して、相互の誠意が確認できることは、和解にあっている。
福島県社会保険労務士会	4	和解額以外の請求を放棄する旨を記載。	
群馬県社会保険労務士会	4	あっせん委員（3名）が立会人として署名捺印する。和解契約書の重要性と履行を促す。	和解契約書の事項の中に清算条項、秘密保持の条項、そして、Q4の4のあっせん委員3名の署名捺印がこの契約書を重要と当事者に意識づけしている。
徳島県社会保険労務士会	4	支払いがなされない場合には、裁判所に申し立てることによる権利の遂行法について説明。	当事者双方の信頼関係が基本だが、万一の場合についての補足として説明を行っている。
愛媛弁護士会	4	不履行があった場合の、履行勧告申請の書式を用意している	実際に履行勧告の申請が行われた事例はない。
○ 5と回答した機関のうち、和解内容が履行されない可能性が低い旨を指摘する回答			
一般財団法人家電製品協会	5		特に支払いが実施されない不安を感じていないため
公益財団法人全国中小企業振興機関協会	5		和解契約書締結後の紛争が報告されないため。
(非公開)	5		1～4の方法を採用しなければ履行が確保できないとは認められなかったため。
兵庫県社会保険労務士会	5		事業主はほぼ決めたことには従うので、支払わないということは想定していない。
鹿児島県司法書士会	5		相手方に弁護士が代理人として就いており、任意履行の可能性が高かったため。
(非公開)	5		平成29年度の案件であるため、理由は不明であるが、積極的に工夫を行わなかったというよりも、行う必要がなかった（自然に履行された）と資料から推測します。
愛知県土地家屋調査士会	5		当事者双方が弁護士代理人を選任し、調停を実施したため、和解条項に記載した内容が履行される蓋然性が高く、また、履行されない場合の対応策を教示する必要は低いと判断した。申立人が組合であり、相手方が地方公共団体である。申立人側は総会において、また、相手方は議会において和解条項に記載した内容が承認されており、上記と同様に判断した。
(非公開)	5		数日のうちに支払う旨確認しており、特に支払能力に問題がある当事者でなかったため。
兵庫県司法書士会	5		当事者同士が合意書作成以上の（履行性確保のための）方法を求めなかったため
秋田県司法書士会	5		親族間のことであり、その点は大丈夫でないかと考えました。
香川県行政書士会	5		調停の主訴が心情を相手方に理解してほしいということであり、当事者間の関係性から合意内容が履行される可能性が高かったため。
境界問題センター奈良	5		土地家屋調査士が分筆に関与したため、合意条項の履行の報告を受け取ることにし、履行の報告を受けたため。
金沢弁護士会	5		任意の履行が期待できた。

○ 5 と回答した機関のうち、当事者双方の十分な納得が得られていること等を指摘する回答			
愛媛県土地家屋調査士会	5		当センターの基本方針として、紛争当事者の自主交渉を援助することを前提とした調停を実施することとしていることから、紛争当事者が自ら解決案を導き出すことを重要視しています。よって、紛争当事者が自ら和解条項を履行するものとして、執行力の付与については特段の取り組みは行っておりません。
公益財団法人東京都中小企業振興公社	5		双方が解決に向け話し合い、合意の上、和解確認書を作成するため、特に履行確保の措置は行っていない。
滋賀県司法書士会	5		任意の話し合いでお互いに納得して合意がされたのであれば、履行に強制力は要らない、という考え方が基本にあるので、原則的に行わないようにしている。また、和解内容自体が実行可能な内容になるよう検討したり、和解成立時に履行することが和解の内容になる工夫も行っているため、事後的履行確保の問題は生じない。
大阪府社会保険労務士会	5		あっせん期日において、支払い金額・期限・方法等について双方に十分に納得を得た上で和解している。
神奈川県土地家屋調査士会	5		執行力がないが故に、当事者の真の意思による合意形成を目指している。
(非公開)	5		被申立人が自らの非を認め、反省の意を示していたことや、和解する意欲が見て取れたため。
宮崎県司法書士会	5		建物賃貸借の両当事者間に、仕事を通じての人間関係があり、それ以上のトラブルは避けたいとの双方の意向もあった。合意の翌日にもでも振り込みをするということであったし、相手方からも履行を心配するような意見はなかったため、特段の手当はしなかった。
山口県行政書士会	5		当事者の対話により支払金額や支払方法について和解が成立したので履行が行われると信じられたため。
特定非営利活動法人個別労使紛争処理センター	5		あっせん成立の事前に、解決金の概算額を双方了承して、当日の受け渡しのできたので。
宮城県司法書士会	5		他の履行確保の手続きをとるための費用にも満たない金額での合意であったから。
東京都社会保険労務士会	5		会として、履行を確保するための取組等は行っていないが、申立人に対して行う初めのあっせんの説明時において、和解契約に法律的強制力が無いため、法律的強制力を持たせるために和解契約の内容を債務名義にする方法がある(回答の1及び2)と説明しています。
特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター	5		当センターの業務規程において、和解で定められた義務の履行に関し、顧客から申出があったときは事業者によるその履行を勧告することができる旨規定しております。これまで当該申出はなく、すべて履行されているため、1～4のような取組みの必要がないからです。
富山県社会保険労務士会	5		和解条項に支払期限、振込口座の指定等の条項を盛り込んだため
沖縄弁護士会	5		特段意識しておらず、あくまで日常生活上の紛争について簡易・迅速に解決するという点に主眼を置いているため
宮城県行政書士会	6		合意内容の詳細は、調停の当事者間でのみ共有されているため、ADR機関としては、合意内容の概要を除き、把握しておりません。
京都弁護士会	1,2		即決和解の期日が、合意が成立した日の6か月後でなければならず、それまでの間に当事者の意思が変わってしまうのではないかとということが懸念された。双方に代理人が付いていた事案で、和解案についても両代理人が検討して合意したものであったが、裁判所(書記官)の修正が結構入ってしまったことを記憶している。
東京弁護士会	1,2,3		弁護士会の実施する和解あっせんは解決金額が大きい場合もあり、分割払いを約束する和解は一定の数成立する。1、2及び3のいずれも可能であることをマニュアルに記載して、あっせん人に告知し、対応のための体制を整えている。
第二東京弁護士会	1,2,3		2については東京簡裁との間で取扱いについて一定の協議がまとまっているが、利用した具体的な事例が過去には確認されている。センター側に記録が残っていない事例でも活用された事例がある可能性がある。
一般社団法人日本商事仲裁協会	1,3,5		調停人あるいは当事者のイニシアチブによる工夫であり、全ての和解契約に関してそのような工夫を行うわけではない。主たる目的は、和解内容の履行を確保することであると推測されるが、3については、社内での説明の便宜のために、仲裁判断という形式をとったと見受けられるものもある。

東京司法書士会	1,4	不動産売買を合意した事案において、合意書作成の場で、当事者が別途委任した司法書士の立ち合いの下、売買代金の決済を完了させた。条件付き合意をした事案において、当センターが金銭を預かり、条件成就後相手方に支払いをした。遺産分割の事案において、当事者の依頼を受け、当司法書士会から紹介された司法書士が預金の解約や不動産売却の手伝いをした。建物明渡し事案において、明渡し等の合意書の作成を、現地にて手続実施者立ち合いの下で明渡しを確認して行った。	金銭の一括払いができる場合など、履行が直ちに可能な和解の場合、調停センターが、合意に基づく履行まで援助することにより、当事者は安心して利用できる。建物明渡し等、履行の確保が重要な案件では、可能な限り、手続実施者が履行を見届ける工夫をしている。
愛知県弁護士会	2,3,4	家庭裁判所による即日調停の利用	2は、平成13年2月に名古屋簡易裁判所と、上記4は、同年11月に名古屋家庭裁判所との間で連係協議をして運用していたところ、ADR法に基づく認証取得後の平成22年に両裁判所とより使いやすくなるための協議を行った。は、平成22年から平成29年の間に6件、上記4は、平成15年から平成29年の間に12件利用された。また、3は平成9年から平成29年の間に36件利用された。
岡山弁護士会	2,4	センターから当事者へ履行を促す制度もあるが、利用された例は把握していない。	2の即決和解について簡易裁判所と協議を行ったことがあり、実際に利用したことがある。
香川県司法書士会	4,5	調停の席上で履行した。	4について、調停の席上で支払える金額であったため。5について、当事者双方がときどき顔を合わせる関係で、振込による支払で合意したため。

Q5. (Q3で2を回答したADR機関のみ回答してください。)

そのような和解条項を作成していない理由についてご回答ください。

回答者	回答
○ 金銭給付を伴う和解の経験がないなど、履行の問題を残す和解条項を作成すべき経験がなかったことを指摘する回答	
大阪土地家屋調査士会	作成しなければならない事件に遭遇していないため。
徳島県土地家屋調査士会	過去の事件では、和解成立と同時に履行が完了する和解条項はあったが、和解成立後、履行を約束する等の和解条項はなかったため。
福島県司法書士会	そのような依頼がなかった。
宮城県土地家屋調査士会	金銭取引での解決をしたことはない。ただし、土地を分筆しその土地を売却するといった和解条項を作成したことはある。
公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会	これまで履行の確保について問題となった事案が無いため
静岡県土地家屋調査士会	双方が金銭での和解を望まなかったため
鳥取県社会保険労務士会	申立人からのあっせんを求める事項が金銭要求ではなかったため。
札幌土地家屋調査士会	取扱事件が境界問題なので、金銭給付を和解条項に入れるのは通常はない。
岐阜県土地家屋調査士会	必要がなかった。
栃木県司法書士会	強制執行等の考慮を要する内容の和解事例がない。
宮崎県土地家屋調査士会	工作物撤去や工事施工等の行使を求めるものが主流で、過去に金銭給付については例がなく、登記費用・測量費用などの負担の割合だけであった。
境界問題相談センターみえ	費用が発生したのはセンターへの手続き費用のみであり、申立人が負担することで合意したため。
鹿児島県社会保険労務士会	紛争当事者から和解条項作成に関して特段の申出がなかったため。
神奈川県社会保険労務士会	和解成立後に申立人等からの求めにより書面を作成したことはない。
埼玉県社会保険労務士会	「和解」とは、そのままでは執行力がないため
一般社団法人日本共済協会	履行されないケースが通常考えられないため。 [理由] 団体が弊会ADR手続きを利用する場合、「紛争解決支援業務に関する利用契約書」を締結しており、その中で、「正当な理由がある場合を除き、裁定結果を尊重しなければならない。」ことについて承諾することになっているため。
石川県社会保険労務士会	あっせん手続において双方が十分に納得する金額で合意しており、双方ともに和解契約の実践（期日までに金銭給付を履行すること）は当然と考えているため。
愛知県行政書士会	調停の中において、和解金額について、支払い可能な金額について十分な聞き取りがなされ、合意文書作成時、のみならず、押印時、押印後のタイミングにて再三、履行についての意思確認を何度も行っている。調停終了後、その場にて履行された案件もあり、ADR利用者からも履行についての苦情はこれまでのところ出ていないため、現在の合意文書の形式で問題はないと考えているため。
岡山県社会保険労務士会	個別労働紛争のみを取り扱う民間機関であり、当事者双方毎月の給与等を金融機関に振り込んで支払うことが慣行となっているので、解決金の支払いについても、当事者双方が給与等の支払いと変わらない感覚を共有しているように思われます。
一般財団法人日本自転車普及協会	当センターで取り扱う案件は自転車に関する交通事故であり、現状では比較的小額による紛争となっております。また、現在においては自転車保険の加入促進が進み、加害側が支払う補償金は保険会社による保険金で賄われる場合が多くなっております。和解合意後に履行しやすい少額の紛争と支払いが保険会社になることがこの理由にあたります。
大阪府行政書士会	和解金額が低額なため
鹿児島県土地家屋調査士会	和解した際の履行確保について、特に和解条項に入れたい旨の要望が当事者から提案されなかったためと考えられます。手続実施者としても、ADR機関における履行確保はできないとの認識があるので調停人から積極的に提案することはないと考えます。
福島県弁護士会	ADRにより和解が成立した場合、任意の履行の確保が期待できるので履行の確保が問題となりづらい。和解成立後に別途和解条項を作成したという事例がなくそもそもそのような手段を想定していなかった。

岩手弁護士会	これまでのケースは全て和解条項通りの履行がなされたと思われる（履行されていない等の話はこれまでに聞いていない）。
--------	--

調停成立案件がない旨を回答した事業者 全国社会保険労務士会連合会，長野県土地家屋調査士会，岡山県行政書士会，一般社団法人日本流通自主管理協会，栃木県土地家屋調査士会，石川県土地家屋調査士会，福井県社会保険労務士会，山梨県司法書士会，奈良県行政書士会，企業再建・承継コンサルタント協同組合，静岡県行政書士会，秋田県土地家屋調査士会，山口県土地家屋調査士会，大分県司法書士会，一般社団法人びじっと・離婚と子ども問題支援センター，とやま境界紛争解決支援センター，境界問題相談センターいわて，あおもり境界紛争解決支援センター，旭川境界問題相談センター，境界問題解決支援センター道東，非公開希望者 1 名（21 事業者）

Q6.仮に、調停における和解合意に執行力が付与されることとなった場合、貴ADR機関の受理件数にどのような変化があると考えますか。

1.現状よりも受理件数は増えると思う。	46事業者	(30.1%)
2.現状よりも受理件数は減ると思う。	0事業者	(0.0%)
3.現状と受理件数は変わらないと思う。	55事業者	(35.9%)
4.分からない	50事業者	(32.7%)
無回答	2事業者	(1.3%)

回答者	回答	自由記載欄
愛知県弁護士会	1	分割支払いが予想される事案（貸金、滞納賃料、養育費等）
公益社団法人家庭問題情報センター	1	金銭給付条項を含む事案では執行力付与を希望する当事者が多いため
東京都行政書士会	1	当センターでは、自転車事故やペットトラブルにおける咬傷事故や医療事故など金銭給付を含む事案を多く扱っており、執行力の確保は大きく影響するものと考えます。また、執行力等について期待する問い合わせをいただくことは複数あり、そのような期待に応えることにつながると感じることから増加すると考えます。
公益社団法人民間総合調停センター	1	不動産売買をめぐる紛争、請負契約をめぐる紛争、貸金をめぐる紛争
神奈川県土地家屋調査士会	1	土地境界問題については、すべての案件についてよい影響が得られるものと考えられる。
岐阜県社会保険労務士会	1	労働者側からの申立による労働紛争等の受理件数は増えるかもしれないが、相手方の参加応諾を得ることが困難になってくると思う。
一般社団法人日本流通自主管理協会	1	弊会の「ブランド110番」ではブランドの真贋に係るトラブルを扱いますが、この着地点は、ほとんどが「返金・返品対応」となります。執行力の付与は、ADRの申立者のモチベーションとなると期待されます。
群馬県社会保険労務士会	1	申立人への説明の際、和解合意の執行力を重要であると考えられる可能性が高いので受理件数は増えると考えます。
岡山県社会保険労務士会	1	個別労働紛争のみを取り扱う民間機関ですが、社会的認知度に欠けており、執行力が付与されることになれば、マスコミ報道等による社会的認知度の向上が期待されるのではないかと思います。
香川県司法書士会	1	現行の執行力がないことの説明を受けるよりは、利用申込者がメリットを感じると思われる。
日本知的財産仲裁センター	1	調停の申立可能性のある企業の一部は、調停を申し立てない理由の一つとして執行力が無いことを挙げているから
新潟県土地家屋調査士会	1	土地境界に関する金銭の支払い、物の引き渡し、工事の施工、登記手続等。執行力の付与によって、和解条項の重みが増し、安心感も増す。
山口県行政書士会	1	和解合意書により強制執行が確保されることになり債権者にとってメリットがあるため。
栃木県司法書士会	1	申込件数は増えるであろうが、うち応諾件数は変わらず、結果応諾率は下がるであろう。
佐賀県司法書士会	1	裁判所で行う調停手続きに比べ、申立人・相手方双方とも敷居が低い手続きで、執行力が得られれば需要は増えるものと考えます。
一般社団法人 I L C	1	・消費者と事業者間のトラブル … 契約関係の不備、不履行 ・職場における給与未払など ・借地、借家関係のトラブル
宮城県行政書士会	1	今のところ、当事者から、執行力に関する明示的な質問や要求等はありませんが、執行力の付与に伴い、潜在的なニーズに応えることができることと思われます。
一般社団法人日本不動産仲裁機構	1	不動産ADRは潜在的な需要はかなりあると感じているが、やはり専門性はあったとしても、民事調停と異なり執行力がないことが、民間ADRが選択されないボトルネックになっているものと考えられる。

鹿児島県土地家屋調査士会	1	当事者から和解した際の履行確保について尋ねられた経験もあり、裁判所の調停との相違点を説明するうえでもＡＤＲに執行力がないということは相当なデメリットとして利用者に受け止められていると感じていました。ＡＤＲ機関が裁判所の代替機関と捉えるならば、執行力の付与を検討していただくことは当然のことと考えます。また、守秘義務の制約はありますが、執行文の付された和解契約書を登記の添付書類として利用できないのかについてもご検討いただきたいと存じます。
一般社団法人びじっと・離婚と子ども問題支援センター	1	家裁自体に執行力がないため、ＡＤＲに執行力が付与された場合は、利用件数があると考えられる。
とやま境界紛争解決支援センター	1	申し立てを検討中の当事者へは、協議完了後の利用や将来に向けた権利の明確化等に大きなプラス材料と考える。
境界問題解決センターふくおか	1	当センターは境界問題を取り扱っており、登記等別途の手続きを経て問題解決となることが多いため、執行力が付与されれば、利用者にとってメリットが増えると考えられる。
第二東京弁護士会	1	養育費や婚姻費用の合意が必要となる事件が考えられる。ただし、執行力があることで顕著に事件数が増えるとは考えにくい。一方で、応諾する事案が減る、受理件数も減るのではないかと、という意見もあった。
千葉県弁護士会	1	まさに司法手続に代わるオルタナティブな制度としてさらに利用が広がる可能性がある。たとえば、請求額が少額で弁護士が代理人として関与しない本人申立の事案で、少額訴訟・簡裁が事案管轄を有する事案との比較において、災害ＡＤＲにおける申立サポート、あっせん人の教示の機会のある当会ＡＤＲが選択される可能性が高くなる。
札幌弁護士会	1	訴訟、調停に代わる選択肢となり、増える可能性がある。未払賃金の請求など、少額の案件や本人申立の事案で活用の幅が広がり、利用が増える可能性がある。ＡＤＲでは、法律構成、主張立証の難しい案件など給付条項を取得しにくい案件の利用も想定している。このようなケースでは、執行力の付与による利用の変動は大きくないと思われる。
滋賀県司法書士会	3	執行力と受理件数の変動の因果関係が現段階ではないように思う。民間調停というシステムの普及後の問題と考える。
鹿児島県社会保険労務士会	3	未払い賃金、時間外手当の請求が紛争類型として増加が見込まれる。その際に、和解が成立し、会社が一定の金額を申立人に支払うとなった場合に、会社が履行を拒むということは、訴訟となった方が支払金額が増加することが予想されるため、あまり考えられない。
千葉県土地家屋調査士会	3	相談の段階で執行力の有無まで考慮している相談者はそれほど多くないと思われるため。
埼玉県社会保険労務士会	3	相互に不明の点などがあり、紛争になっているため「話し合い」のみで解決できる場合が多いと思われる
福岡県司法書士会	3	調停の依頼は増えると思われるが、不応諾により調停開催に至らない案件も増えると思える。
公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会	3	取り扱う紛争範囲が限られているため
京都司法書士会	3	話し合いでの解決に執行力はあまり関係がない。
一般財団法人日本自転車普及協会	3	この回答においては３を選択しましたが、ＡＤＲの和解合意に対し、紛争解決とその履行に執行力が付与されることが広く一般に周知されれば、現状よりも受理件数は増えるものと推察致します。
埼玉弁護士会	3	制度を依頼者や相談者に勧めやすくなるかも
(非公開)	4	当センターにおいては和解あっせん手続による和解契約を仲裁合意によって執行力のある仲裁判断とすることが可能であることを踏まえると、和解合意に執行力が付与されることが受理件数の増加に資する要素となるのもいいがたいと思われる。
東京司法書士会	4	執行力がないことで調停の申し込みをしない方もあったと想定されるが、逆に執行力がないことで安心感をもって申し込みをされた方及び調停手続に参加した相手方もあったと推察されるため。
兵庫県社会保険労務士会	4	受理件数は増えるが、応諾する事業主がさらに減るのでは。特に、弁護士がついている事業所では。

宮城県司法書士会	4	当会調停センターの利用者は、手続き費用が安い（現在は無料）ことに重きを置いて選択している様子があり、執行力が付与されることにメリットを見つけて申立てが増えるかどうかは不明である。
滋賀県社会保険労務士会	4	労働紛争ですが、「判決と同等の効力を持つ」と謳えば、受理件数アップにつながると一見思えます。しかし例えば「強制執行認諾約款付」の和解契約書作成が必須とになれば、折角当事者が自主的解決に信頼関係を醸成していても、かえってあっせんの進行を阻害し、長い目でみるとADRが不評となるかもしれず、受理件数の増減は不分明と考えられる。
(非公開)	4	民事調停との違いがわからなくなると考えるため
福岡県弁護士会	4	申立てに応諾した当事者は和解を成立させる意思があるため、執行力がなくとも支払いの可能性は高いと思われ、執行力を付与したことで受理件数が有意に増加するとは限らないと考える。但し、手続きを選択する代理人弁護士としては、執行力があることがメリットと考える場合もあると思われる。
栃木県土地家屋調査士会	4	Q6のような状況となった場合、調停という話し合いの自由度が奪われ、紛争性が高まる懸念があります。そのため、結局は裁判による解決を利用者が選択するとなればADRの利用は減るよう思われます。
埼玉司法書士会	4	多少影響があるかと思われますが、Q2回答の事案以外での経験が無いため不明です。
岐阜県土地家屋調査士会	4	執行力について説明をしていないので、利用増につながる要因とはならない。
東京弁護士会	4	センター内には、増えるという意見及び変わらないとの意見双方ある。履行確保の方法を直接かつ分かり易く当事者に説明できるから増えるという意見がある一方、現在でも履行確保は手当てされているので変わらないという意見がある。
岩手弁護士会	4	当会では弁護士がADRを使うことに積極的ではないが、執行力があるとなれば状況が変わるかもしれない。

Q7.貴ADR機関において、成立した和解合意について、その後に履行がされたかどうか等について調査を行ったことがありますか。

1.ある	5事業者	(3.3%)
2.ない	143事業者	(93.5%)
無回答	5事業者	(3.3%)

回答者	回答	自由記載欄
札幌土地家屋調査士会	1	和解条項を、登記に反映させるところまで行っている。
北海道行政書士会	1	履行に不安があった和解合意であるが、その後の聴き取りで履行されている事が確認できた
山口県行政書士会	1	全て和解合意書通り履行された。
境界問題センター奈良	1	土地家屋調査士が分筆に関与したため、合意条項の履行の報告を受け取ることにし、履行の報告を受けたため。
第二東京弁護士会	1	過去にセンター設立数年後（1990年代）に履行率を調査したことはあるとのことであるが、現時点で記録が残っていない。委員の記憶によると、不履行の事例はそのうち2～3件だったとのことである。
公益財団法人自動車製造物責任相談センター	2	履行状況について定型的な調査は実施していないが、「和解合意が履行されない」との連絡はゼロであった。
公益財団法人東京都中小企業振興公社	2	双方が解決に向け話し合い、合意の上、和解確認書を作成するため、特に履行確認の措置は行っていない。
鹿児島県社会保険労務士会	2	紛争当事者から履行がなされていないとの話は、一度も聞いていない。
東京都行政書士会	2	当センターとして特に履行率の調査を正式に行ったことはありませんが、その後についてご報告をいただくことは多くあり、概ね合意内容は履行されていることが多いと感じています。
埼玉県社会保険労務士会	2	事後的なフォローは実施しておりません
岐阜県社会保険労務士会	2	こちらから調査を行ったことはないが、後日、連絡があった場合に履行状況の確認をすることがある。
一般社団法人日本不動産仲裁機構	2	念のため確認するようにしている。当事者からもメール等で「無事支払われた」などの連絡がある。現状では、履行率は100%。

調停成立案件がない旨を回答した事業者

（山口県土地家屋調査士会、福井県社会保険労務士会、奈良県行政書士会、境界問題相談センターやまなし、旭川境界問題相談センター（5事業者））

Q8.和解が成立した事案において、その後に紛争当事者から和解条項のとおり履行されないという旨の相談又は苦情を受けた経験はありますか。

1.ある	23事業者	(15.0%)
2.ない	113事業者	(73.9%)
3.不明	12事業者	(7.8%)
無回答	5事業者	(3.3%)

回答者	回答	自由記載欄
愛知県弁護士会	1	解決金、分割金の支払いの不履行。1年間に2～3件ほどある。愛知県弁護士会では、当事者からの申し出があれば履行内容を調査し、義務の履行を勧告できることが規則上定められており、この規則に基づいて相手方当事者に対して勧告書を送付している。
京都府社会保険労務士会	1	解雇予告手当及び慰謝料と共に謝罪文も送付することになっていたが、謝罪文が届かないとの苦情があり、被申立人に連絡。後日、謝罪文が送付された。
滋賀県司法書士会	1	直接の苦情を受けたのではなく、間接的に伝わったケースなので、特に対応しなかった。
公益社団法人家庭問題情報センター	1	相談や苦情はほとんどないが、①婚姻費用調停合意に当たり、当事者双方から公正証書作成不要との申出により、調停合意書を作成したが、後日、履行されないとして相談があり、その後の手続説明をした。②離婚調停において養育費、財産分与、慰謝料について、調停合意書に基づき公正証書を作成した。後日履行されないとして相談があり、強制執行手続の説明を行ったことがある。
東京都行政書士会	1	期限までに支払いがされていないとの相談を受け、当事者同士での確認後、再度の話し合いを望む場合は対応可能である旨を伝えていきます。このケースでは、その後の連絡はなく、苦情になっていることはありません。
千葉県土地家屋調査士会	1	前任者からそのような事例があったと聞いているが、現時点では具体的には把握していない。
(非公開)	1	過去2回あり ・期日を過ぎたが支払いが無いとの連絡があり、相手方に確認した。 ・代理人から連絡があり、相手方に確認した。
神奈川県土地家屋調査士会	1	過去の事例のため詳細は不明であるが、和解条項の履行を当事者が求めたところ、他方当事者が「和解調書は紙切れにすぎない」と発言して履行しなかったケースがあった。
岐阜県社会保険労務士会	1	結果的に、和解条項が履行されなかった事案はないが、決められた期日に履行されないという相談が数件あった。その際は、当会より相手方に状況確認し履行するよう促している。
高知県土地家屋調査士会	1	相手方が和解条項に記載された内容を履行しない(金銭を含まない)との申込人からの相談があった。当事者間の話し合いによる対応を求めた。
愛媛県社会保険労務士会	1	金銭給付に関する相談ではないが、和解成立後、数年を経過したのちに和解契約書の「本和解の内容について一切他に漏らさないことを確認する」の部分について、「相手方から漏れている」との相談があったことがある。
福岡県弁護士会	1	・接触禁止条項を守らないというような苦情申し立てであった。 ・ADRの和解の基礎となった事情に齟齬があった。そのため申立人からやり直しを求められたが新たに発見された問題とADR申立の端緒となった事件との因果関係が不明であったためやり直しは行わなかった。 ・和解成立後履行を巡って申立代理人から強い口調で支払いの督促があった旨の苦情が、相手方よりあった。 ・解決額が30万円で3回に分けて分割で支払うことになっていたが、3回目の支払いがないという苦情があった。

鳥取県社会保険労務士会	1	「会社として退職を迫ったことはないし、今もそのつもりはない」として合意したのに、合意からわずか2か月後「期間満了退職、更新はしない」として辞めさせられた、と 労働者から連絡が入った。その後、代理人を立て会社側との間で「謝罪＆金銭」解決した。
香川県司法書士会	1	和解条項が守られていないのではないかという相談があった。1回。再度調停することができると説明をしたが、その後和解条項が守られているようである。
兵庫県司法書士会	1	原状回復費用の請求について。元賃貸人が「損害額を期日までに一括で払う」という内容で合意したが支払われなかった。「最初から裁判所に行けばよかった」と申込人が当調停センターを勧めた当会の司法書士会員に愚痴ったと聞いた。当センターとしては特に対応していない。
新潟県土地家屋調査士会	1	和解による工事の実施が、工事施行日に当事者の一方から拒否され延期になった。和解は、都合によって守らなくても罪にならないと認識していたらしい。当センターで再三説得して工事が施行された。
岐阜県土地家屋調査士会	1	和解条項に分筆と所有権移転手続きを行うよう定めたが、申立人が履行しないために相手方から苦情と相談があった。強制力はないと説明をして終わった。
一般社団法人 I L C	1	友人間の金銭貸借で、長期にわたる（7年超）返済合意がなされたが、約1年半で返済がストップしたため、訴訟を起こすよう勧奨した。
青森県司法書士会	1	（相談内容）分割払いの債務の履行がなされない。（頻度）1回（対応等）債務者と連絡がとれないとのこと。再度、電話手紙等で連絡をし、それでも連絡が取れない場合は、もう一度調停センターに連絡をするように説明した。その後連絡がきていないので、債務者と連絡がとれて、債務の履行がされているものと推測される。
東京弁護士会	1	事務局に相談があり、法律相談を案内した事例がある。
第一東京弁護士会	1	和解に基づく仲裁判断を利用する方法を利用した件ではあるが、今年に入ってから養育費の不払いについて1件相談を受けたため、決定（仲裁判断）の写しの送達証明書を発行した。
第二東京弁護士会	1	あっせん人やセンターにその旨の連絡があった事例がある。ある事例では、あっせん人が義務者に連絡をしたところ、忘れていたとして履行されたとのことである。
仙台弁護士会	1	年に1件程度、分割払いの支払いが途中で滞っているなどの問い合わせがあります。仲裁人より「履行勧告依頼書」を作成してもらい、相手側に書面で通知している。
滋賀県社会保険労務士会	2	電話や事務局に来訪され、お礼を言われたことは複数回ありました。
京都司法書士会	2	苦情ではないが、履行期日直前に当事者が租税の差し押さえを受け、履行ができなくなって手続が終了した事案がある。
千葉県弁護士会	2	苦情申立制度を設けているが、これまで当会 A D R 利用者より和解成立後に履行されなかった旨の苦情申立てを受けた例はない。
札幌弁護士会	2	苦情申立制度を設けているが、これまで、和解後の履行に関するトラブルについての申立てはなされていない。
公益社団法人民間総合調停センター	3	仮にあったとしても、非常に稀で、それも苦情ではなく、相談程度のものであった。（あっせん人より、簡裁における即決和解の利用を教示することもあった。）

調停成立案件がない旨を回答した事業者

〔 山口県土地家屋調査士会、福岡県社会保険労務士会、奈良県行政書士会、境界問題相談センターやまなし、旭川境界問題相談センター（5事業者） 〕

Q9.調停における和解合意に執行力を付与することについて、貴ADR機関の考えに近いものはいずれでしょうか。

1.無条件で執行力を付与することに賛成である。	24事業者	(15.7%)
2.一定の条件の下に執行力を付与することに賛成である。	89事業者	(58.2%)
3.執行力を付与することには反対である。	27事業者	(17.6%)
無回答	13事業者	(8.5%)

回答者	回答	自由記載欄
一般社団法人日本共済協会	1	上記の回答通り、弊会では不履行の問題はなく、反対する理由がないため。
愛知県行政書士会	1	執行力付与について条件をつけることによって、利用者側にとって分かりにくい制度となってしまうのではないかと考える。
香川県司法書士会	1	和解条項の履行の確保に資するため。
(非公開)	1	手続教示にあたり従前と比較した場合として、デメリットが解消された、と説明できることにより、ADRを選択される可能性が高まることが期待できるため。
一般財団法人日本自転車普及協会	1	紛争解決の手段として、和解合意の執行力が付与されることは、利用者に対し和解合意のうえ、更に安心感が上乗せ担保されるので、ADRを設置し運営する側としては賛成です。
一般社団法人ILC	1	裁判所における調停調書と同じく、執行力を付与することが出来れば、受案件数の増加が期待できる
宮城県行政書士会	1	ADR機関が、紛争を解決する選択肢の一つとして、より利用しやすい手続を提供することが望ましいと考えています。
鹿児島県土地家屋調査士会	1	当会は解決手続に関わる運営委員、調停員、相談員すべてに弁護士と協働しているため、和解契約書の作成も法的なチェック機能を有しており、執行力が付与されても、瑕疵のある和解契約書が作成され執行力に影響が出るようなことは想定しにくいですが、今回検討される執行力の範囲について、従来の金銭以外にも広げる場合は、与えられる執行力はより強力なものとなると考えられ、当事者による自主的解決を主眼とする当会ADRセンターの設立趣旨に沿うものとなるのか不安もあります。
京都弁護士会	2	執行力を付与する必要性があることについては否定しないが、付与することに伴うリスクを考えると、無条件で付与することには賛成できない。条件については、認証を受けていることと、弁護士の関与など人的体制が担保されていることが必要である。
愛媛県土地家屋調査士会	2	必ず付与しなければならないという義務規定ではなく、事件の内容により付与するしないの使い分けができるようにしていただきたいと思います。
全国社会保険労務士会連合会	2	社会保険労務士による勝った負けたではない話し合いによる解決を重要視しており、執行力が付与されるよりは話し合いの結果自主的に和解内容が実行され、円満解決することが望ましいと考えられるため、常に執行力を付与すべきではないと考える。
鹿児島県社会保険労務士会	2	執行力が付与されていることをアピールできれば、ADRの件数を増やすことができる可能性があるため。
東京都行政書士会	2	執行力に対する利用者（利用予備軍）からの期待感は相当程度あると感じます。そういったニーズに応えるためには現在は他の手段を併用せざるを得ず、それならば当センターは利用せず当該執行力を有する機関の利用を選択するというのが現状であろうと感じます。認証機関を利用しにくい一つの要因だろうと感じますので、利用促進との観点から一定の条件のもとに執行力を付与することに賛成です。
徳島県土地家屋調査士会	2	履行を含む和解条項で合意に至ったのであれば、執行力を付与することに問題はないと思います。
千葉県土地家屋調査士会	2	和解したということは争いが無くなった状況であるので、執行力を付与する必要はないと考える（反対ではない）。
東京都社会保険労務士会	2	調停において和解合意をした場合、当事者は合意契約が履行されない場合は何らかの執行力があるものと理解している場合が多いと考えられる為、双方当事者が執行力を付与する事を事前に合意し和解契約書に記載されていることを条件として執行力を付与するべきであるとする。

福岡県司法書士会	2	当事者が望む場合もあるため。反対の意見（選択肢3）もあり、統一見解に至らず。その理由としては、ADRは、当事者の約束という自主性を重視すべきであること。仮に執行力を望むのであれば、他の紛争解決機関の利用が可能であること。
岐阜県社会保険労務士会	2	当事者双方の真意に基づき円満な解決を図る制度であり、一方の当事者の意に反して和解契約が交わされることはないと思われる。ADR機関への信用・信頼を得るためにも、一定の条件の下でならば法的な強制力は必要であると考えます。
石川県社会保険労務士会	2	民事調停と同じように裁判所という司法機関の執行部門につなげていけるのであれば、執行力を持たない行政ADR等と差別化できる。
北海道社会保険労務士会	2	和解内容は様々で執行力をつけることがそぐわないものもあると思います。
岡山県行政書士会	2	執行力を付与することで、合意内容が確実に実現することが望ましいと思う。
静岡県土地家屋調査士会	2	執行力の付与につきその反動でさらに応諾率の減少が危惧される。その対策も同時並行に必要となる。
富山県社会保険労務士会	2	双方納得の上で和解成立するため、履行されないことは考えにくく、積極的な賛成・反対意見がないため
高知県土地家屋調査士会	2	民間型のADRである以上、柔軟な対応をすべきであるが、履行しない場合の取扱いも考えておくべき。
福岡県弁護士会	2	既存の和解的仲裁判断や、即決和解を利用した裁判所との連携等、他の制度の利用や拡充により、十分対処できるため、執行力を付与する必要はないとの意見もあった。
栃木県土地家屋調査士会	2	利用者がどのような手法での解決を希望するかにより、選択的に執行力を付与することには一定の意義があるように感じます。
愛知県土地家屋調査士会	2	執行力を付与することが必要かつ合理的な条項について、当事者の十分な理解が得られる場合に、執行力の付与を検討することで良いと考える。
岡山県社会保険労務士会	2	執行力の行使は公権力にお願いすることが条件です。
(非公開)	2	執行力の付与によって、利用状況が劇的に変わるとは考えていない。ただ、金銭の支払いが重要な要素になる事案もあるため、付与の選択肢があることは有用である。
(非公開)	2	裁判所の調停と比較されることも多いが、民間調停でも執行力があるということになれば、その点だけでも同じ土俵に上がることができるような気がする。
北海道行政書士会	2	当事者が納得しての執行力付与が望ましいと考える
新潟県土地家屋調査士会	2	執行力の付与は、一方の当事者の強い権利と考える。給付等の不履行の理由を考慮し、近隣の関係を保持できる条件が必要。
香川県行政書士会	2	当会でやっている対話促進型同席調停では、当事者同士の納得のもと合意を得る。そのため比較的、合意内容の履行がされやすいものと考えている。しかし、履行がされない場面も想定されることから、執行力が付与されることは望ましいと考える。
佐賀県司法書士会	2	執行力を与えるとするならば、今よりも厳格な手続きが必要となると考える。
奈良県行政書士会	2	執行力を付与することは、ADR機関の利用促進に資するが、ADRの特質（任意性、私的自治の重視）に鑑みると無条件に付与することは妥当でない。
宮崎県土地家屋調査士会	2	話し合いによる自由で柔軟性のある解決に支障となる懸念があり、和解解決後の相隣関係にわだかまりが残る危惧がある。
一般社団法人日本不動産仲裁機構	2	当事者意思を尊重し、執行力の付与を選択できるものとしたうえで、手続費用も異ならせるのが適切と考えるため。
広島司法書士会	2	反対の意見もあり。反対の理由としては、対話型調停において馴染まないのではないか？執行力が必要なら代替手段を講じることで対応可能である。
山口県土地家屋調査士会	2	民間が行うADRとして、強制的な執行力を背景とせず、できれば話し合いを尽くして実現可能な合意を目指しているところですが、合意内容の実現に向けて安心材料となるのであれば、執行力を付与することに特段、反対はしません。Q12の回答欄に記載したようなことがクリアできなくてはならないと考えており、執行力付与を求めるかどうかは各機関の任意でよく、執行力付与を求める機関については厳格な審査が必要だと思います。

とやま境界紛争解決支援センター	2	原則として執行力が付与されることで、裁判手続きに近い機関の存在意義が生じると思うが、案件や和解内容により柔軟に対応できるような幅があるとより有効であると考ええる。
第二東京弁護士会	2	一律に執行力を付与することについては、多様な和解合意の内容が困難になる可能性があるとの意見があった。一方で、私的自治や任意性が重視されるべきＡＤＲ機関の手續に執行力はなじまないという趣旨などの反対意見もあった。
埼玉弁護士会	2	委員会での意見が割れました。２の方が多数でしたが、３の意見もありました。
千葉県弁護士会	2	弁護士会（認証・非認証問わず）及び弁護士の手続関与等の一定の要件を満たす認証機関（調停に弁護士が関与する土地家屋調査士会の境界紛争解決センターのイメージ）が運営するＡＤＲによる和解合意に執行力を付与することが相当である。
長野県弁護士会	2	和解合意に執行力が付与されることによりＡＤＲの実効性が強化され利用促進が期待できる反面、執行力という強い効力が付与されるためには裁判所による審査を要件とすることが妥当。
金沢弁護士会	2	当事者、殊に権利者の便宜に適う。
沖縄弁護士会	2	利用者のニーズがあれば執行力を付与してもよいと思われる（但し、ニーズの有無は不明）
岩手弁護士会	2	問題がさほどないのであれば、執行力を付与した方が好ましいと思うが、執行力を付与することで生じる問題についての議論状況を見た上で判断したい。
札幌弁護士会	2	弁護士会（認証、非認証を問わず）及び認証機関が主催する場合に限り、和解条項に執行力を付与するとすべきである。弁護士会ＡＤＲについては、執行力の付与につき、認証、非認証を問わないものとするのが相当である。
愛媛弁護士会	2	利用者の便宜のため、執行力の付与はあれば望ましいが、無条件での付与では、濫用の危険がある。
一般財団法人家電製品協会	3	当センターでは、現状で特に不都合を感じていないため。
神奈川県司法書士会	3	私的自治や任意性が重視される当会のＡＤＲ機関において調停の和解合意に執行力を付与することはなじまない。
滋賀県司法書士会	3	調停機関のシステムにそのような機能を内包することになると、法的厳密性をより求められることにもなり、手続きの柔軟性を損なうことにもなりかねない。
滋賀県社会保険労務士会	3	執行力付与ともなれば、少なくとも一定条件の下で執行力を付与が前提と考えますが、適した一定条件を設定することが難しいと考えます。ただし将来時点で、ＡＤＲの実績、認知度向上を踏まえて、金銭給付の事案に限定して、各ＡＤＲ機関の顧問弁護士の確認を経て、執行力付与となるなどの案が可能であれば望ましいと思います。
愛媛県社会保険労務士会	3	強く反対するものではないが、Ｑ１１で回答する通り、必要性に乏しいと考える。
宮崎県司法書士会	3	裁判所での調停においても、双方当事者が合意したからといって、法的にあまりに不均衡であったり、不適切であるような内容をそのまま採用することは基本的にしない。当機関に於いて、法的観点からの「不均衡」「適正範囲」の判断ができるのか、と考えると、そのまま執行力を付与してよいかは疑問がある。
鹿児島県司法書士会	3	執行力がないから当事者が気軽に申立てや応諾をすることができる側面もあり、また、執行力がないほうがＡＤＲの特徴をより活かすことができると考えるため。当事者が執行力を求める場合には、裁判所での即決和解など代替手段があるため。
埼玉司法書士会	3	実際に調停を行うに当たり、調停人において当事者の意向が本心であるかどうかをしっかりと見極めながら手続を進めております。また、安易に合意が成立することを防止するための調停人の養成を行っております。
境界問題相談センターみえ	3	境界紛争を取り扱うセンターとしては、当事者が隣人である可能性が高いことから、穏便に解決することが、後々の生活においても求められることから、執行力をもって解決をすることは望ましくないと考える。
境界紛争解決支援センターふくしま	3	和解合意に執行力を付与されることが、直接的に受理件数の増加には繋がらないと考えます。問題なのは、執行力よりも相手方を同じ話し合いの場に出してもらうことであり、相手方と話し合いが出来ないのであれば何の解決にもならないと思います。

広島弁護士会	3	執行力付与によるメリットもあると思うが、現時点では以下の理由により消極である。厳格な手続が要求されることになると、仲裁人及び事務局の負担が増大し、現状では対応が困難である。また、執行力の付与は、柔軟かつ多様な紛争解決ニーズへの対応を旨とするＡＤＲになじまず、ＡＤＲの特性を阻害する場合があるのではないかと。
岡山弁護士会	3	実際に執行できるように条項を作成することは難易度が高く、公正証書に執行力を付す場合も金銭給付に限定されている。事前に執行官と協議するような手続きを要すると想定されるため、仲裁人の負担が過大となる可能性がある。事務局の体制を含めて、手続きの負担と責任に不安がある。弁護士会以外の各種ＡＤＲ機関が、利用促進の為に利用しつつも雑な運用をして濫用される虞れがある。
熊本県弁護士会	3	当事者のニーズも高くなく、代替的な履行確保手段もある以上、執行力を付与する必要性を感じられない上、様々なＡＤＲ実施機関が存在する中、執行力という強い権原を付与することに耐えられる機関ばかりではないと思われ、実施機関によっては上記5のような事例が発生するおそれが高まる。執行力を付与することに耐えられる機関とそうでない機関を選別することも難しい。
公益財団法人全国中小企業振興機関協会	無回答	和解契約書締結後の紛争は起こっていないが、将来の紛争の可能性を考慮して執行力を付与することは、考えられる。ただし、執行力の範囲にもよる。
(非公開)	無回答	回答は留保したい。（「ＡＤＲ法に関する検討会報告書」〔平成26年3月17日〕6ページ記載の課題が存在すると承知。）
東京司法書士会	無回答	調停センター運営委員会には、事案により執行力があつた方がよいという理由や一定の条件のもとで付与することにより、当事者の選択の範囲が広がるという理由で賛成する意見があつた一方、民間ＡＤＲの自由な運用がさらに制約される可能性があるという理由や国による強制力がない話し合いの場という特色を生かせなくなるという理由で反対する意見があつた。
(非公開)	無回答	当会にて検討したことがことがないため、賛成反対の判断がつかねます。
兵庫県社会保険労務士会	無回答	検討をしていないため、回答を控えます。
特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター	無回答	和解契約が履行されるので、執行力の付与についてこれまで議論したことがありません。
鳥取県社会保険労務士会	無回答	判断できない。
秋田県司法書士会	無回答	いままでＡＤＲ関係者間で執行力の付与について話し合ったことはないです。
東京弁護士会	無回答	2及び3双方の意見がある。反対の意見は、執行力確保の方法は既にあるので不必要というもの。不必要であるのに、和解内容の硬直化や和解文言作成の負担過重が予想されるので反対との意見。その他、Q11の回答のとおり。
第一東京弁護士会	無回答	賛成でも反対でもなく、センターとしての意見は差し控える。ただし、ＡＤＲに対する国民の信頼を失わせることのないよう、慎重な制度設計を求める。

Q10.（Q9で2を回答したADR機関のみ回答してください。）

執行力を付与する条件として、貴ADR機関の考えに近いものはいずれでしょうか（複数回答可）。

1.和解合意の双方当事者が執行力を付与することに合意し、その旨が和解契約書に記載されていることを条件とするのであれば、執行力を付与することに賛成である。	60事業者	(67.4%)
2.裁判所の執行決定を経ることを要件とするなど、一定の公的な機関による事後的な審査を要件とするのであれば、執行力を付与することに賛成である。	28事業者	(31.5%)
3.一定の種類の紛争や合意内容（例えば、消費者が事業者に債務を負う内容の和解をする場合など）を外すのであれば執行力を付与することに賛成である。	13事業者	(14.6%)
4.当該ADR機関の選択を要件とするのであれば、執行力を付与することに賛成である。	14事業者	(15.7%)
5.下記の空欄に記載した条件を付すのであれば、執行力を付与することに賛成である。	6事業者	(6.7%)

回答者	回答	5の執行力の付与に賛成する条件	自由記載欄
鹿児島県社会保険労務士会	1		私的自治の観点から、最低限、執行力付与の条件として当事者の合意が必要と考える。裁判所を関与させるとなると、ADRの存在意義が薄らぐし、手続きが煩雑になることが予想され、ADRの簡易迅速というメリットが失われる。
東京都行政書士会	1		和解合意の双方当事者が執行力を付与することに合意し、その旨が和解契約書に記載されていることを条件とするのであれば、執行力を付与することに賛成です。
宮城県司法書士会	1		当会の調停は、いわゆるメディエーション型を採用しており、当事者の積極的な対話と相互理解による解決を志向している。そのため和解に至ればそもそも履行可能性は相当高いと考えるが、それとともに、当事者間の損なわれた人間関係の回復も同時に期待できる。一方において、執行力を付与するということは、「相手が履行しないかもしれない」、「信頼できない」という表れと言えないこともないので、執行力を付与する際には、債務者側にも納得していただいて執行力を付与するか否か合意するのが妥当と考える。
福岡県司法書士会	1		当事者の意思の尊重
岡山県行政書士会	1		和解合意の内容は、執行力によってでも実現されるべきである。
一般社団法人日本流通自主管理協会	1		ADRでは紛争の当事者の利害が相反します。このため、執行力については、双方の合意を前提とすることが妥当だと考えます。
群馬県社会保険労務士会	1		ADRは柔軟な対応ができる事が大きなメリットと思っている。執行力を付与する事で、この対応に変化があればADRとしてのメリットとしての機能が減する可能性がある。
一般社団法人日本不動産仲裁機構	1		ADRの本質からすれば、当事者が執行力の付与を前提とする調停を望むか否か、任意に選択することができるようにすべきであると思われる。
山口県土地家屋調査士会	1		2の公的な手続を要件としても、上記選択肢1の和解合意の内容の中にこれを含めるまで双方が合意することが重要だと思えます。また、民間ADR機関に執行力がなくても、2を経れば、執行力を行使しなくてはならないときに公的な機関で執行される点で安心感があると思います。
境界問題相談センターとっとり	1		和解した内容を履行することなども含めて、当事者の意思を尊重した和解合意を目指しているが、合意内容に協力してもらえず解決に至らない場合も考えられるため。
旭川境界問題相談センター	1		当事者双方が示された和解案に合意したのであればと良いと思慮した。
新潟県土地家屋調査士会	2		当センターの土地境界の調停は、近隣の良好な人間関係が重要になっている。給付等の不履行に合理的な原因や理由があれば、考慮されることが良好な関係が保持できる。

香川県行政書士会	2		認証ADR機関であれば、弁護士の関与があり、公正な合意内容となるのがほとんどであると考えられる。しかし、合意内容が違法であったり、一方当事者に著しく不利益である場合がないとは言いきれないため、裁判所での審査など一定の歯止めは必要と考える。
山口県行政書士会	2		当センターの調停は、対話促進型調停であることや、当センターの調停人が裁判官、弁護士又は公証人等でないため、強制執行力を付与する際には、一定の公的機関による審査を要件とすることが望ましい。
佐賀県司法書士会	2		当面の間は、司法機関の関与があった方が、制度的にも安定すると考える。
長野県弁護士会	2		執行力という強い効力が付与されるためには裁判所等公的機関の審査を経ることが必要
北海道社会保険労務士会	3		合意した内容が金銭の支払いであれば、執行力を付けることに向くので、当事者の合意のもと付けても良いと思います。
福島県弁護士会	3		事業者による乱用の可能性がある。公的な審査を必要とすれば弁護士自治を害する可能性がある。
(非公開)	4		選択肢1のように完全に当事者の合意に任せると、事案自体は合意したものの、執行力の点について合意がとれないことや難航することが予想されるので、当会独自で何らかの「決め」を予めしておき、それを事前に当事者に提示しておくことが必要と考える。
沖縄弁護士会	4		各機関の判断で、執行力ある和解合意書を作成する権限を持つ可否かを選択することができること（執行力ある合意書を作成する権限を有するのは、認証ADRでかつそれを選択した機関）
神奈川県土地家屋調査士会	5	要件を満たしたADR機関で扱う事件においては、無条件で執行力を付与してもよいと考える。	当機関での和解合意に執行力を付与することに疑義はないが、他機関の実情を不知のため、全機関への執行力付与については判断できない。
静岡県土地家屋調査士会	5	応諾に対する強制力（又はメリット）がほしい。申立を受理しても応諾拒否（又は無視）の場合、せっかくの申し立てが無駄になる。これが相談業務から無意味になるので、ADR経済上克服すべき問題と認識している。執行力付与よりも優先問題であると認識している。	執行力付与に対し調査士の能力アップが図れなければ、弁護士主導のADRに必ずなる。そもそも弁護士との協働受任と任意応諾で調査士のADRに対する興味はかなり失せていると思う調査士は儲かると思えば勉強するのでもっと調査士を信じてほしい。
岐阜県社会保険労務士会	1,2		和解契約の内容の適切性、妥当性の観点から、上記1や2の要件は必要である。
奈良県行政書士会	1,2		ADRによる和解は、任意性・私的自治が重視されるべきであるので、当事者が執行力付与に合意し、その旨が和解契約書に記載されていることを執行力付与の条件とすべきである。また、「債務名義が粗製濫造されるのでは」という懸念を払拭するためには、事後的に裁判所の執行決定を得ることを条件とすべきである。
公益社団法人家庭問題情報センター	1,2,3		家事事件調停においては、必ずしも強制執行になじまない合意内容や、当事者双方があえて強制執行を求めない合意もあること。
日本知的財産仲裁センター	1,2,3,4		2について、設問における執行力を付与することの要件として、設問中に挙げられたもののうちの「裁判所の執行決定を経ること」に限って、賛成である。3について、設問における執行力を付与することの要件として、設問中に挙げられたもののうちの「消費者が事業者へ債務を負う内容の和解をする場合」に限って外すというものであれば、賛成である。4について、案件ごとに当該ADR機関の選択を要件とするのであれば、執行力を付与することに賛成である。
第二東京弁護士会	1,2,3,4		条件については、①1,2,3の組合せ、②1,2,4の組合せ（さらには、あっせん人ごと、事案ごと、条項ごとに執行力の有無を選択する仕組みを含む）、などの意見があった。上記①については、②のように事案ごとに判断すれば足り、一定の事件類型を除外する必要はないという意見があった。上記②については、当事者の合意を執行力の基礎とするのであれば、あっせん人や機関が執行力付与の拒否権を持つというのは論理的に整合せず、当事者が執行力付与に合意しているのにあっせん人等が拒否することは債権者の権利を侵害しているのではないかという意見、和解合意の成立を認める以上執行力のみを付与しないという事例は考えにくいのではないかという意見、当該機関の手続規則に従うという当事者の合意が基礎となるのであれば、執行力を付与することに制約を設けた手続細則を定めた機関を利用した以上、当事者の合意を基礎として整理できるという意見などがあった。

福岡県弁護士会	1,2,5	裁判所の執行決定を経ること。対象債権を金銭債権に限定すること。 【ＡＤＲ機関の選択に関する条件について以下の意見があった】 法曹資格者が手続主宰者となるＡＤＲ機関に限定すべき。弁護士会が運営に関与するＡＤＲ機関に限定すべき。弁護士会が設置するＡＤＲ機関に限定すべき。	ＡＤＲ機関での和解合意に執行力を付与することは、手続利用を検討する者（申立人）には一定のインパクトを与えるものとなりうるし、和解合意の履行確保という意味では有用性もあるが、例えば全ての認証ＡＤＲ機関での和解合意に執行力を付与するとすると和解合意文言の精度を確保できるのか等が懸念される。
埼玉弁護士会	1,3,4,5	弁護士の関与を条件とすべき	
千葉県弁護士会	1,4		単なる和解合意では足りず、当事者間で執行力の付与についてまで合意し、その旨和解契約書に記載されて初めて執行力が認められるべきである。また、上記Q9に対する回答で述べたとおり、強制執行について知識・経験を有する弁護士が手続関与するＡＤＲ機関における和解に限って執行力を認めるべきである。
札幌弁護士会	1,4		弁護士会（認証、非認証を問わず）及び認証会のＡＤＲの場合に執行力を付与することが相当とし、主催者による限定を付すべきである。また、同機関における和解につき、当然に執行力が付与されるとなると、公正証書の場合以上の法的効果が生じるものにもなるので、少なくとも、双方当事者の合意とその旨が和解契約書に記載されることを前提にする必要がある。
愛知県弁護士会	1,4,5	多くの民間ＡＤＲ機関のあつせん人や事務局は、裁判官や裁判所書記官のような和解条項作成に関する研修を受けておらず、執行力を付与しても実際には執行段階で和解条項の不備により執行できないことも予想される（そのようなＡＤＲ機関は、執行力付与以前の問題として信頼性がないと言えるが）。それゆえ、そのような懸念のない、公益性、手続的透明性、中立性、法的専門性が担保された人的・手続的な裏付けのあるＡＤＲ機関にのみ限定されるべきである。	ＡＤＲの起訴は「私的自治」にあると考えるので、当事者の自由意思を尊重すべきである。また、民間ＡＤＲに対する裁判所等の公的機関の関与はできる限り抑制すべきである。
京都弁護士会	2,3		事前に研修等を義務づけることも必要であるとする。
愛媛弁護士会	2,3		濫用の恐れ。強制執行を可能とする以上、裁判所の関与があることが望ましい。一般消費者等情報弱者への一定の配慮は必要。
公益社団法人民間総合調停センター	2,5	一定の専門性が担保されるＡＤＲ機関(例えば、認証ＡＤＲなど)での和解合意に対して、執行力を付与することについては賛成する。	
(非公開)	無回答		当会にて検討したことがないため、賛成反対の判断がつかない。
東京弁護士会	無回答		様々なＡＤＲ機関及び紛争類型があるため、一概にはコメントできない。

Q11.（Q9で3を回答したADR機関のみ回答してください。）

調停による和解合意に執行力を付与することに反対する理由として近いものはどれでしょうか（複数回答可）。

1.調停による和解合意に執行力を付与するニーズがない。	6事業者	(22.2%)
2.Q4の1～3のような代替手段が存在しているため、調停による和解合意に執行力を付与する必要がない。	15事業者	(55.6%)
3.私的自治や任意性が重視されるべきADR機関における調停には、執行力はなじまない。	25事業者	(92.6%)
4.執行力を付与することにより、応諾率や和解成立率が低下するおそれがある。	7事業者	(25.9%)
5.悪質な事業者が無知な消費者をだまして和解合意をさせるようないわゆる濫用事例が発生する可能性がある。	4事業者	(14.8%)
6.（1～5以外に）下記の理由により執行力の付与に反対である。	3事業者	(11.1%)

回答者	回答	6の執行力の付与に反対する理由	自由記載欄
（非公開）	2		執行力を求める事案については、裁判に持ち込まれている。
埼玉司法書士会	3		実際に調停を行うに当たり、調停人において当事者の意向が本心であるかどうかをしっかりと見極めながら手続を進めております。また、安易に合意が成立することを防止するための調停人の養成を行っております。
京都司法書士会	1,2,3		そもそもADRは話し合いの場なので、最初から執行力を必要とするなら、裁判所の手続を利用すればよい。
熊本県弁護士会	1,2,3,5		当事者のニーズも高くなく、代替的な履行確保手段もある以上、執行力を付与する必要性を感じられない上、様々なADR実施機関が存在する中、執行力という強い権原を付与することに耐えられる機関ばかりではないと思われ、実施機関によっては上記5のような事例が発生するおそれが高まる。執行力を付与することに耐えられる機関とそうでない機関を選別することも難しい。
岡山弁護士会	1,2,6	実際に執行できるように条項を作成することは難易度が高く、公正証書に執行力を付する場合も金銭給付に限定されている。事前に執行官と協議するような手続を要すると想定されるため、仲裁人の負担が過大となる可能性がある。事務局の体制を含めて、手続の負担と責任に不安がある。弁護士会以外の各種ADR機関が、利用促進の為に利用しつつも雑な運用をして濫用される虞れがある。	
滋賀県司法書士会	2,3		任意性という言葉は、履行の任意性ではなく合意の任意性である点を踏まえると、当調停センターのめざす対話調停には法的判断はなじまず、執行力も自ずとなじまないと考えるからである。
広島弁護士会	2,3		執行力付与によるメリットもあると思うが、現時点では以下の理由により消極である。厳格な手続が要求されることになると、仲裁人及び事務局の負担が増大し、現状では対応が困難である。また、執行力の付与は、柔軟かつ多様な紛争解決ニーズへの対応を旨とするADRになじまず、ADRの特性を阻害する場合があるのではないかと。
滋賀県社会保険労務士会	2,3,4		上記の3のように、執行力が課題となるような事案は、ADRではなくむしろ裁判で黑白を付ける手続にふさわしい傾向があるのではないかと。下記のQ12の回答に記したようにADRの主要なメリットである「安価な早期解決」の効果を減ずる恐れがあるのではないかと。
岐阜県土地家屋調査士会	2,3,4		自由な話し合いの場の確保のため。和解の内容に重大な問題があることに後日気づき、もう一度話し合いたいというケースがあるかもしれないし、立場の弱い者が不本意ながら和解に合意してしまうことで、ADRが立場の強い者に悪用される懸念があります。また、執行力により権利を行使することで、別の重大な権利侵害を引き起こす懸念もあります。よって、和解内容を見直すチャンスや司法判断を仰ぐチャンスが必要であり、当事者の和解による結論に執行力を持たせるのは、時として社会正義に反することもあるように思います。

神奈川県司法書士会	3,6	私的自治や任意性を重視する当会の調停では、調停人が執行力を担保できる調停合意を作成するよう当事者に働きかけることは原則としてできないため、現実には執行できるような内容の合意を当事者だけで作成することができるかの懸念がある。しかし、当事者に執行力付与のニーズがあるので、そのような場合に備えて、調停をいったん終了させて仲裁手続きで執行力を付与できるよう考えている。	
境界紛争解決支援センターふくしま	3,6	A D Rでの解決は、あくまでも解決方法の一つであり、裁判や調停と同じように執行力を持たせることに意義があるのか疑問に思います。本質は当事者間の話し合いであり、A D R機関を活用してもらうために執行力を持たせるという議論であれば論外と考えます。	

Q12.仮に貴ＡＤＲ機関における調停による和解合意に執行力が付与されることとされた場合、貴ＡＤＲ機関において懸念することや隘路となるようなこととしてどのようなものが考えられるでしょうか。

回答者	回答
○ 手続等が重くなり、ＡＤＲ機関の負担が増加することを懸念する意見	
一般財団法人家電製品協会	当センターの和解締結の手続において現状よりも厳格な運用が必要になることを懸念致します。
公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	執行力の行使には、組織内に必要な環境づくりが必須となることからハードルが高く、現実的ではないと思われる。
福岡県司法書士会	和解内容の精査につき、調停期日以外に機会を設ける事案が想定される。
(非公開)	債務不履行が発生した場合、当センターでどの程度対応していくか。
石川県社会保険労務士会	民間ＡＤＲ機関にかかる負担（例えば、複雑な事務手続が付加されること、財政的な支出が増えること等）が懸念される。
一般社団法人日本流通自主管理協会	手続的要件の増加に伴う事務作業の増加が考えられます。
静岡県土地家屋調査士会	調停員、相談員の能力担保
滋賀県社会保険労務士会	執行力の付与のために、執行受諾文言の記載をした和解契約書を要件とするなら円滑な解決にはマイナスに働き、裁判官と同等の資格を有する者の関与を要件とするのであればコストアップの恐れも懸念され、ＡＤＲの「安価で早期解決」のメリットが減少する可能性がある。
富山県社会保険労務士会	手続きが煩雑なのではないかという懸念がある
愛媛県社会保険労務士会	どのような形で執行力を付与することになるのかが分からないので、現段階で判断は難しいが、当会としては、社会貢献活動の一環として活動しており、執行力を付与することによって１件のあっせん案件に長期間引っ張られるようなことがあっては困る。
宮崎県司法書士会	手続実施者のスキルアップのために、「裁判外」であることに力点を置いて、当事者からの聴取や、合意形成のための働きかけといったコミュニケーション技術に着目する研修を行ってきた。裁判所で行う調停とは多少違った性質の話し合いの場であるとして、法的な権利は「さは然り乍ら」、和解ができるのであればそこから一旦離れた解決方法でも、と全体的な解決を求めることもできるとアピールをしてきたはずである。しかし、執行力が付与されると、単に当事者が合意しただけでなく、その合意が、関係諸法や法的手続きに照らしても、適正な範囲内のものであるかどうかについても判断をする必要があると考える。規範となる法令規則や判例などにも精通することが求められ、その研修をどうするかが問題となる。そのような研修を受け、手続実施者として研鑽を積んで調停を行うとなると、手続実施者の報酬アップの問題等も派生し、利用者の手続き費用が高くなってしまふ懸念もある。また、負担の多い仕事となると、手続実施者のなり手がますます減るのではないかとも思われる。
福岡県弁護士会	執行文言の有効性が問題となる事案が発生し得るため、事前に研修を行うなどといった措置が必要となると思われる。
栃木県土地家屋調査士会	より司法性を帯びることとなるため、法務省や日調連レベルでのさらなる統一的な研修が必要になると考えます。
京都司法書士会	異議申立てのような債務者保護手続も必要と思われるが、制度が煩雑となり、ＡＤＲ機関側に負担が増え、予算等も潤沢でない機関は対応ができないのではないかと。
新潟県土地家屋調査士会	当センターの法的及び調停手法のスキルアップが今以上に必要になる。特に裁判内調停と同じレベルが要求されるが、交流が無いため情報の共有が難しい状態である。また、裁判内調停と当センターの調停の関連性と特色性をどのようにするのが不明である。
岐阜県土地家屋調査士会	手続きの厳格化に伴って運営に支障が生じるのではないかと。
(非公開)	人材の強化が必要と考えられます。
山口県土地家屋調査士会	執行力を行使するまでの具体的な手続きが煩雑になる可能性、司法機関のような執行を行う担い手の確保及び養成、執行手続にかかる利用者の費用負担が考えられます。
境界問題相談センターみえ	執行力が付与されることに伴い、センター運営の厳格化を求められたり事務の煩雑化が求められるなど、運営面での心配がある。
とやま境界紛争解決支援センター	和解後のフォローや行為が行われる毎の相談等が増えることが予想され、担当相談員や事務局員の負担が過度に増加することが懸念される。
境界紛争解決支援センターふくしま	ＡＤＲセンターはあくまでも民間の機関であり、和解合意に執行力を持たせるのであれば、それなりの人材を育成しなければならず、現状の教育（研修）体制では対応できないと思慮します。又、ＡＤＲセンターによっては認証を取っていないＡＤＲセンターもあり、執行力を持たせるＡＤＲセンターであれば、当然に認証を取らなければならないと考えます。
沖縄弁護士会	あっせん人、事務局の負担が格段に増える。当会のようにそのほとんどが小規模事件の場合、当事者のニーズも高くないと考えられ、安価・簡易・迅速な利用が阻害される（ＡＤＲの良さが失われる）。

福島県弁護士会	手続的な厳格性が求められることになるが、現在の事務局体制でその点が担保されるかは問題になりうる。不当執行がされた場合に執行力を付与した弁護士会示談あっせんセンターの責任を問う訴訟が提起されかねない。執行力を得るための本人によるＡＤＲ申立が乱発しかねない。
岡山弁護士会	実際に執行できるように条項を作成することは難易度が高く、公正証書に執行力を付す場合も金銭給付に限定されている。事前に執行官と協議するような手続きを要すると想定されるため、仲裁人の負担が過大となる可能性がある。事務局の体制を含めて、手続きの負担と責任に不安がある。弁護士会以外の各種ＡＤＲ機関が、利用促進の為に利用しつつも雑な運用をして濫用される虞れがある。
○ 執行裁判所において執行を認めない旨の判断をされた場合のリスクを懸念する意見	
京都弁護士会	裁判所の関与なしに和解条項を作成して和解を成立させた後、いざ債権者が執行しようとしたときに、裁判所がこれを認めないという事態が生じてしまうこと（弁護士会ＡＤＲでもその可能性は否定できないと考える）。上記のリスクは公正証書の場合でも起こりうることであり、そのような場合は、実施団体が責任を負うしかない。（このためＱ９にあるとおり、リスクを低減できる実施団体のみが執行力ある合意を成立させられるという枠組みにするべきである）
愛媛県土地家屋調査士会	当センターが執行機関となることは出来ないのではないかと思います。和解合意書に執行力を付与する条項の具体的記載内容が、現時点では判らないところです。履行確認の義務が発生した場合、現在の運営状況（人的、経費的）で対応できるかどうか不安があります。
愛知県弁護士会	執行に耐えられる和解条項を作成できるあっせん人・事務職員の養育、研修が必要。あっせん人のなり手が少なくなる。万一、執行不能という事態が生じた時は、ＡＤＲ制度そのものの信頼を揺るがすことになる。
福島県司法書士会	業者VS個人などの場合のパワーバランスを調整できるか。今の個々の能力やそれを補う研修制度で、執行力が付与される和解書を作成することができているのか、またできるようになるのか。
徳島県社会保険労務士会	和解合意内容の執行完遂に対しての責を負うことにもなる。当ＡＤＲ機関における想定外の責任が生じる。
山口県行政書士会	調停人の判断や能力により執行力が付与されたり、付与されなかったり、又和解条項により強制執行が不可能となる恐れが生じる可能性がある。
栃木県司法書士会	和解条項の表現等に、軽微であれ過誤が許されず、責任の帰属等に不安が生じる。
第二東京弁護士会	事後の裁判所の手続で執行力が与えられなかった場合に、機関・あっせん人と当事者との間でトラブルが発生することが想定される。
埼玉弁護士会	和解合意書を作成して、執行の段階になったときに、裁判所から執行を認めてもらえないリスクがあるのでは。和解合意書の作成が難しくなる。あっせん人の責任が重くなるのでは。
千葉県弁護士会	あっせん人には和解契約書の作成に際し、執行裁判所において適切・適式と認められる和解条項を定める能力が求められる。そのための研修が必須となる。また、モデル条項案を用意することも考えられる。万が一、あっせん人が作成した和解条項において執行が認められなかった場合の賠償リスクに備えて、弁護士会で賠償保険に加入することが考えられる。
長野県弁護士会	仲裁人の作成した執行文言に瑕疵があり、執行ができなかった場合におけるＡＤＲセンターの責任の有無
札幌弁護士会	調停人には、和解書の作成にあたり、適切な給付条項の設定が強く求められる。そのため、調停条項、給付条項の作成に関する調停人への研修が必要になってくる。適切な条項が作成できなかった場合（執行が実現しなかった場合）における調停人、弁護士会の賠償リスクへの対応が必要である（保険加入の可否など）。
○ 当事者の話し合いが硬直化したり、応諾率が下がることを懸念する意見	
滋賀県司法書士会	強制力が背景にあるということになると、話し合いの場が硬くなってしまわないかと懸念され、ひいては当事者同士また当事者と当センターの手続実施者との信頼関係の構築を阻害する場合があるのではないだろうか。
東京都行政書士会	当事者も調停人も執行力に囚われ過ぎて、そもそもの話し合いがおろそかにされてしまうこと。また、応諾者側が、（合意していないのに強制執行されるのでは、という誤解を含んだ）漠然とした不安感から、応諾を避けるケースが増えてしまうのではないかと懸念します。
神奈川県社会保険労務士会	当会が行ったあっせんにおいて、和解条項が履行されていない事案は認めらず、むしろ、執行力を付与することで被申立人が和解に慎重になり和解成立率は低下するものと考えている。
宮城県司法書士会	民間調停という「気軽さ」により応諾する相手方も考えられるところ、「執行力」に身構えてしまい、応諾をためらう者もいる可能性はある。また、Ｑ１０で回答したように、そもそも当会ＡＤＲセンターの設立以来、執行力のない調停を「不完全なもの」とは考えてはこなかったのであり、その点では、ＡＤＲに携わっている調停実施者等も、「人間には、自分で問題を解決する能力がある」というＡＤＲの理念にも関わるところから今一度検討する必要があるように思われる。
岐阜県社会保険労務士会	利用者（特に被申立人側）にとっては、執行力の付与によって利用を躊躇する等応諾率の低下が考えられ、ＡＤＲの機能を害する恐れがあると考えます。
高知県土地家屋調査士会	執行力が付与されることで、和解内容に慎重になりすぎて和解が成立しにくくなる。
神奈川県行政書士会	執行力の付与によって、合意成立に至らない件数が増えないか。

群馬県社会保険労務士会	申立人に対しての説明時には、大きなメリットが与えられるが、被申立人に対しては逆の効果となり自由な意見の交換や柔軟な対応に影響を及ぼす懸念がある。
千葉司法書士会	受理件数は多くなる可能性があると思いますが、不応諾も多くなる可能性があると考えております。
鹿児島県司法書士会	当事者が気軽に申立てや応諾することができなくなるのではという懸念がある。
岡山県社会保険労務士会	民間機関なので、強制執行の行使については、公的な機関に委ねることになりますが、公的機関における審査手続及び費用等に要する時間・経費の増加が懸念されますので、その費用負担者への配慮が必要です。和解結果に執行力を付与することは、当事者に話合いの余地を残さない印象を与え、何事も話し合って解決するＡＤＲの長所を損なう懸念がありますので、執行力行使対象となる被申立人への配慮が必要です。和解結果に執行力を付与することは、被申立人に申立応諾への躊躇を増幅させる懸念が残ります。
(非公開)	当事者による柔軟な解決が阻害される可能性。手続実施者が党派的に動いてしまう、動かざるを得なくなる可能性
(非公開)	執行力の付与を恐れて、応諾しないことが考えられ、貴重な話し合いの機会を逃すことになってしまう。
(非公開)	執行力が付与されると負け筋の相手方の応諾率が下がることが予想され、調停自体開催できなくなる。案件自体が少なく、調停調書の作成になれていないので、執行裁判所へ提出できるような調書が作成できるかどうか不安がある。合意した後に調停調書を作成し、期日外で署名・押印する時に紛争が蒸し返しになることが増えそう。例えば消滅時効にかかった債権について支払う旨の合意をしたような場合に執行力をつけてもいいか疑問を感じる。裁判所のような厳格な事実認定がない中で行われる調停に執行力をつけることに不安を感じる。
兵庫県司法書士会	「当事者主体の話し合いの手助けをする機関です」と説明しているのですが、執行力が付与されることを考えると手続実施者が法律に縛られて自由な話し合いを妨げるような言動を取るようになるかもしれない・・・という危惧はあります。
奈良県行政書士会	無条件に執行力を付与すると、「任意性・私的自治の重視」というＡＤＲの魅力が希薄化し、紛争解決の手段としてＡＤＲを選択する当事者が減少することも懸念される。（当ＡＤＲ機関は、条件付きで執行力を付与することが妥当と考える。）
宮崎県土地家屋調査士会	紛争当事者間における心象的な不公平感が生じることが危惧される。
境界問題相談センターとっとり	Ｑ１０のとおり、当事者の意思を尊重した和解合意を目指しているため、当事者が執行力付与に合意した場合であっても、少なからず当事者の意思を拘束してしまうように思われる。
境界紛争解決支援センターくまもと	ＡＤＲは私的自治が尊重されるべきで、執行力が付与されることが前提にあれば和解条項を導くことが困難になると思われる。和解条項には、双方に等価と言う心情が含まれているので一方に執行にそぐわない条項があった場合不公平感が発生しかねないと考えます。
東京弁護士会	和解内容の硬直化、柔軟な話し合いの阻害、和解条項作成負担の加重が考えられる。
熊本県弁護士会	柔軟な解決ができにくくなるのではないかと。
○ 制度の詳細が不明であることに不安を感じる意見	
公益社団法人家庭問題情報センター	執行力付与に当たり、新たに付加されるであろう人的、物的要件の内容を明らかにしてほしい。
徳島県土地家屋調査士会	仮に履行がなされているかどうかのチェックをするとしても、何を持って、どの時点でどのような状態ならば未履行であると判断するのでしょうか？また、その判断は、当センターが行うのでしょうか？明確な判断基準なしに執行力だけ付与されても、運用するのは難しいと思います。
千葉県土地家屋調査士会	仮に和解した内容と異なる内容に変更した場合（双方了解の上）は、どのような流れになるのかが不明。
東京都社会保険労務士会	実際に和解合意の履行がされなかった場合に、執行力を行使する為の手続等の負担が当機関にどの程度生じるのかが懸念される。
宮城県土地家屋調査士会	執行の方法及び、執行の確認作業の方法について具体的な内容が明確ではない
鹿児島県土地家屋調査士会	具体的に執行する機関（者）がどこ（誰）なのか、執行力の行使のためにどのような手続が必要なのか、執行に必要な費用負担等の問題等、制度設計上どのようにするのが不明です。利用者にもＡＤＲ機関にも使いやすく安全な執行力の付与が検討されることを切に希望します。ＡＤＲ導入当初は、紛争解決機関としての位置付けについては曖昧のままで各機関独自の運営でした。ＡＤＲ法の施行により認証機関についてはある程度画一的な運営にはなりましたが、執行力が検討されるのであれば、裁判所における判決、調停等との役割分担・位置付けも明確に規定していただきたいと存じます。
長野県行政書士会	執行の手続、方法など具体的な実現可能な執行をどのようにするのか。当該ＡＤＲ機関が執行するのかを含めて検討する必要がある。
境界問題相談センター埼玉	執行力の付与によって、現実には執行が為されることによって生じる、当事者間の争いの再燃。執行力を付与されるとすれば、和解条項の中に、具体的な実行可能なことを盛り込むことが必要となり、何らかの形で裁判所の関与が必要になり、ＡＤＲのそもそもの趣旨との相反するのではないかと。具体的な手続き内容がわからないと、この間には、答えられません。

○ その他	
全国社会保険労務士会連合会	労働紛争の性質上、企業側が被申立人となることが多いので、企業側から見て「社会保険労務士会とは、労働者のためにあつせんを行い、執行力まで付与している」と言われ、中立性が失われること。
(非公開)	「ADR法に関する検討会報告書」(平成26年3月17日)6ページ記載の指摘のとおり。
鹿児島県社会保険労務士会	執行力付与に関して、ADR機関から紛争当事者に対してしっかりとした説明が求められると考える。
神奈川県土地家屋調査士会	当機関では、合意に至るプロセスこそが重要と考えており、それが当事者の真の意思によるものであれば、執行力は本来必要としない。この合意に至るプロセスを重視しないのであれば、Q4の1~3を当初より選択すればよい。ただ、意思を永久に拘束することは不可能のため、合意した事実執行力を付与することは有効であると考えている。
埼玉県社会保険労務士会	あくまでも双方の和解なので、結果が合理的で本当に正しいものかどうか不明のこともあるため
(非公開)	民事調停のように、歴史がないので、国民がこれを理解し制度を浸透させることに相当な時間を要すると考える。つまり、その執行力の信用性・責任に疑義がでるのではないかと危惧する。
香川県社会保険労務士会	執行力行使の際の法的な効力の説明力の補填。またその際の安全性の確保。
香川県司法書士会	執行にかかる時間、費用等を明確に説明できるか。
埼玉司法書士会	調停人にスキルが無く、当事者の本心にそぐわない合意に基づき執行がなされる危険性がある。
佐賀県司法書士会	異議申立期間や他の機関に、異議申し立てが出来るようにする事も検討事項になると考える。
青森県司法書士会	(懸念事項)仮に合意した内容に瑕疵、公序良俗違反等が含まれて無効であったり、請求権が実体的になかった場合(調停で続きで確認をするのでありえないと思われるが)、それでも強制執行されてしまう危険性。
一般社団法人日本不動産仲裁機構	執行力の付与に伴う必要な規程の改正。執行力の付与を当事者が選択できる形にすることができるとなれば、当事者への説明の時期や選択の時期の適切性。執行力の有無により手続き費用を異ならせることの適否(どの程度までの費用を異ならせるのが妥当かの検討も含む)。
大分県司法書士会	ADR機関や調停担当者に対する苦情が増えることが予想される。
境界問題相談センターひろしま	Q10の2のように、公的な機関による事後的な審査があったほうが良い。
第一東京弁護士会	(弁護士が和解合意に関与している場合は問題が現実には発生することは少ないと思うものの)執行文付与の段階でトラブルが発生すること。
神奈川県司法書士会	私的自治や任意性を重視する当会の調停では、調停人が執行力を担保できる調停合意を作成するよう当事者に働きかけることは原則としてできないため、現実には執行できるような内容の合意を当事者だけで作成することができるかの懸念がある。しかし、当事者に執行力付与のニーズがあるので、そのような場合に備えて、調停をいったん終了させて仲裁手続きで執行力を付与できるよう考えている。
東京司法書士会	調停センター運営委員会には、事案により執行力があつた方がよいという理由や一定の条件のもとで付与することにより、当事者の選択の範囲が広がるという理由で賛成する意見があつた一方、民間ADRの自由な運用がさらに制約される可能性があるという理由や国による強制力がない話し合いの場という特色を生かせなくなるという理由で反対する意見があつた。

懸念や隘路が特にないと回答した事業者 公益財団法人東京都中小企業振興公社、兵庫県弁護士会、沖縄県社会保険労務士会、大阪府社会保険労務士会、熊本県司法書士会 特定非営利活動法人証券・金融商品あつせん相談センター、一般社団法人日本共済協会、愛知県行政書士会、三重県社会保険労務士会 岡山県行政書士会、宮崎県社会保険労務士会、愛知県土地家屋調査士会、石川県土地家屋調査士会、日本知的財産仲裁センター 福井県社会保険労務士会、一般財団法人日本自転車普及協会、北海道行政書士会、香川県行政書士会、一般社団法人ILC 静岡県行政書士会、水田耕二、一般社団法人びじっと・離婚と子ども問題支援センター、境界問題相談センターやまなし 境界問題相談センター奈良、あおもり境界紛争解決支援センター、旭川境界問題相談センター、愛媛弁護士会、非公開希望者2名(29事業者)
--

不明である旨回答した事業者 大阪土地家屋調査士会、京都府社会保険労務士会、一般社団法人日本産業カウンセラー協会、特定非営利活動法人個別労働紛争処理センター 鳥取県社会保険労務士会、秋田県司法書士会、和歌山県土地家屋調査士会、企業再建・承継コンサルタント協同組合 境界問題相談センターいわて、非公開希望者1名(10事業者)
--